

令和元年度研究報告書

市区町村における子ども家庭相談 実践事例に関する調査研究 (第2報)

研究代表者 川松 亮 (明星大学人文学部)
共同研究者 安部 計彦 (西南学院大学人間科学部)
加藤 曜子 (流通科学大学人間社会学部)
川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)
小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)
西岡 弥生 (子どもの虹情報研修センター)
根岸 弓 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

令和元年度研究報告書

市区町村における子ども家庭相談
実践事例に関する調査研究
(第2報)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

I. 問題と目的	1
II. 方法	1
III. 結果	4
1. 長崎県長与町の取り組み(小規模A型)	4
2. 栃木県日光市の取り組み(小規模B型)	10
3. 北海道千歳市の取り組み(小規模B型)	25
4. 東京都調布市の取り組み(中規模型)	36
5. 岡山県倉敷市の取り組み(大規模型)	44
IV. 考察	55
V. 資料	59

I. 問題と目的

子どもの虹情報研修センター（以下「虹センター」とする）では、2014年度から3年間かけて市区町村の子ども家庭相談体制に関するヒアリング調査を実施した。調査を通じて24自治体を訪問して、相談体制構築の経緯や工夫、現状の課題などを伺い、共通する課題や相談体制向上に向けた取り組みについて多くの示唆を得ることができた。

その後、2016年の児童福祉法改正により、市区町村子ども家庭相談の役割がさらに重要視されるようになり、そのための市区町村相談体制の強化が国により図られることとなった。具体的には、市区町村への「子ども家庭総合支援拠点」の設置が促されることとなり、その人員配置基準が示された。しかし一方で、未だに多くの市区町村では、子ども家庭相談体制に十分な人員配置がなされておらず、相談業務の遂行に課題を抱えている自治体も見られている。市区町村の相談体制構築はまだ道半ばにあると言えよう。市区町村の子ども家庭相談支援の進展を図るためには、引き続き体制整備に向けた努力が求められているのである。

そこで、虹センターでは市区町村の現状の取り組みについてさらにヒアリング調査を実施することとした。とりわけ、「子ども家庭総合支援拠点」の設置により、市区町村の相談体制や要保護児童対策地域協議会の取り組みを充実させている自治体を中心にヒアリングして、その経緯や工夫点、及び課題を整理することで、2016年児童福祉法改正後の新たな局面における市区町村の体制整備の方向性をさぐることにした。調査は2018年度から2年間かけて行うこととし、その情報を整理して報告し、全国の市区町村の取り組み強化の参考として周知することを目的として実施した。

II. 方法

- (1) ヒアリング調査の候補地は、子ども家庭総合支援拠点を整備している、または子育て世代包括支援センターを設置している自治体の中から、研究代表者・共同研究者による研究会の場で選定した。
- (2) ヒアリング期間は、2019年9月～2020年1月であった。
- (3) ヒアリングは概ね2時間程度の半構造化インタビューにより行った。事前に質問事項を送付し（巻末資料参照）、ヒアリング当日はその質問事項をもとにしながら聞き取りを行った。インタビューは、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の方及び相談実務を担っている方に対して行った。
- (4) 訪問は、研究代表者・共同研究者のうち2名で行った。
- (5) ヒアリングを効率よく行うため、各自治体に事前アンケート（巻末資料参照）をお願いした。また、当該自治体の基本的な資料（事業概要等）の事前送付を依頼した。
- (6) ヒアリングは許可のもとに録音し、逐語録を作成した。音声及び逐語録データは、5年間虹センターにて保管することとした。
- (7) ヒアリング結果については、自治体名を記載して報告書に掲載することとし、その旨について事前に説明して了解を得た。また、報告書原稿は、当該自治体による内容の確認及び必要な修正を受けた。
- (8) 本調査は、虹センター研究倫理審査委員会の審査を受けたのちに実施した。

図表Ⅱ-1. ヒアリングを行った自治体の基礎情報

	北海道千歳市	栃木県日光市 (2019.4.現在)	東京都調布市	岡山県倉敷市	長崎県長与町 (2019.4.現在)
人口	95,825	82,199	231,229	481,844 (2019.3.31.現在)	41,523
世帯数	49,337	36,477	117,003	210,828 (2019.3.31.現在)	16,944
出生数 (2017年度)	815	435	2,056	4,266	401
児童人口	16,006	10,884	35,302	81,384 (2019.3.31.現在)	7,668
面積 (km ²)	594.50	1,449.83	21.58	355.63	28.73
管轄の児童相談所	北海道中央児童相談所	栃木県中央児童相談所	多摩児童相談所	倉敷児童相談所	長崎こども・女性・障害者支援センター
保育所数	22 (認可 14 その他 8)	28 (認可 21 その他 7)	81 (認可 69 その他 12)	96 (認可 70 その他 26)	11 (認可 9 その他 2)
認定こども園数	13	5	0	5	1
幼稚園数	8 (公 0 私 8)	4 (公 0 私 4)	15 (公 0 私 15)	57 (公 46 私 11)	2 (公 0 私 2)
小学校数	17 (公 17 私 0)	26 (公 26 私 0)	22 (公 20 私 2)	63 (公 63 私 0)	5 (公 5 私 0)
中学校数	2 (公 2 私 0)	15 (公 15 私 0)	12 (公 8 私 4)	27 (公 26 私 1)	3 (公 3 私 0)
高等学校数	19 (公 14 私 5)	3 (公 3 私 0)	7 (公 3 私 4)	20 (公 16 私 4)	1 (公 1 私 0)
児童館数	10	2	12	6	5
学童保育数	17	48	40施設・35か所	141	11

注：数字は、特に記載がない場合、2018年4月1日現在。

図表Ⅱ-2. ヒアリングを行った自治体と日程等

	自治体名	日時	場所	担当課	訪問者
①	北海道千歳市	2019年10月21日	千歳市本庁舎	こども福祉部こども家庭課	川松、小出
②	栃木県日光市	2020年 2月 6日	日光市本庁舎	人権・男女共同参画課	川崎、川松
③	東京都調布市	2019年 9月12日	子ども家庭支援センターすこやか	子ども生活部子ども政策課	小出、加藤
④	岡山県倉敷市	2019年10月29日	倉敷市子ども相談センター	子ども相談センター	加藤、安部
⑤	長崎県長与町	2019年11月29日	長与町役場	住民福祉部こども政策課	安部、川崎

(太字：原稿執筆者)

Ⅲ．結果

1. 長崎県長与町の取り組み（小規模A型）

（1）はじめに

市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」とする）と子育て世代包括支援センター（以下「子育て包括」とする）の両方を設置している小規模な自治体のうち、早期に両者を設置し、積極的な取り組みを行っている自治体として長崎県長与町を選択した。

2019年11月29日に訪問し、こども政策課長ほか2名の方の説明を受けた。

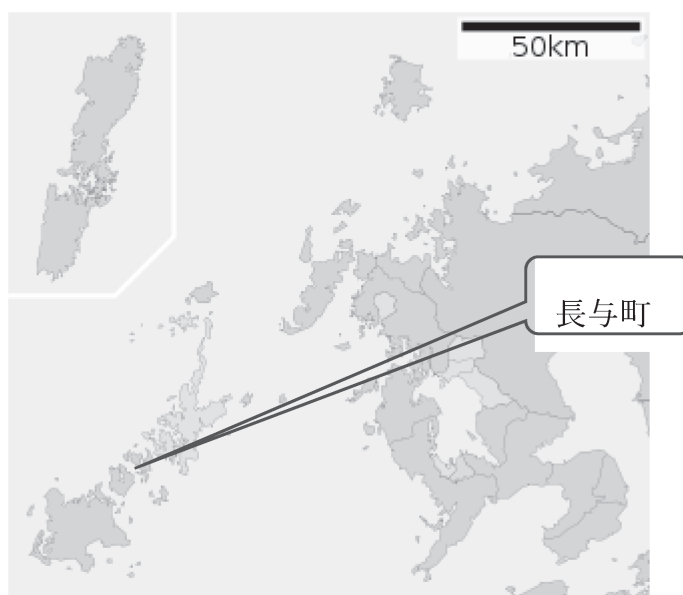
（2）長与町の概要

長崎市から北約10kmに位置し、東は諫早市、西は時津町、南は長崎市、北は大村湾と接している。三方を山に囲まれた盆地や丘陵地帯に市街地が広がっている。

1889（明治22）年に村制施行で長与村が発足し、1969（昭和44）年の町制施行で長与町になった。柑橘栽培が主体の町だったが1972（昭和47）年頃から住宅都市として宅地化が進み、1999（平成11）年に県立大学が開学し、教育環境も充実した。長崎市へのアクセスの良さもあり、住みよいまちになっている。

「子育て・教育・介護」を充実させ、幸福度日本一のまちを目指している（2017長与町町勢要覧より）。

2019（平成31）年4月現在、人口41,631人、16,997世帯。児童人口7,484人。平成30年度の出生数354人。



図表Ⅲ-1-1. 長与町の位置

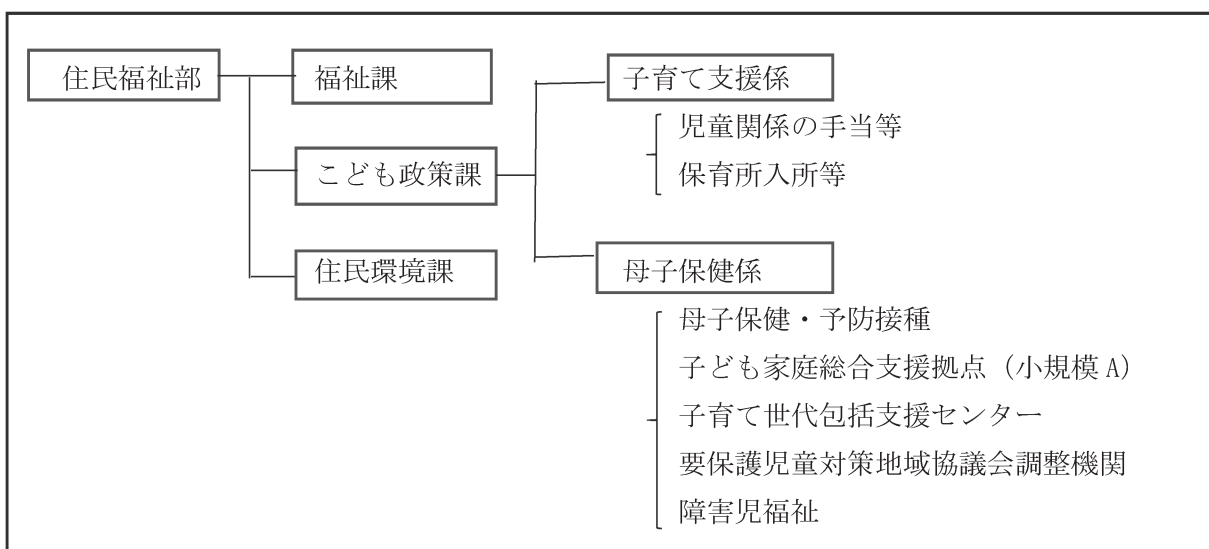
(3) 子育て環境の特徴

長崎市のベッドタウンとして子育て中の世帯が多い。出生数は多いが、大学進学や就職等で地元を離れるため、人口は横ばいで維持している。

小学校5校区のすべてに児童館があり、子育て支援センターも併設しているため親子の居場所になっている。インタビューでの長与町の説明によると、町民アンケートでも「子育てしやすいまち」という回答が以前の66.4%から71.4%に増えている。ただ転入してきた世帯も多く、実家が遠いため、養育支援が必要な世帯も多い。

(4) 子ども家庭相談の組織

以前は福祉課にあった子ども家庭相談業務を2016（平成28）年にこども政策課に移行し、母子保健と子育て支援を一つの課で行うことになった。



図表Ⅲ - 1 - 1. 長与町子ども家庭相談関係組織図（事前アンケートから筆者作成）

2015（平成27）年に庁内の機構改革検討の際に業務の統合を提案し、2016（平成28）年のこども政策課発足と同時に、子育て包括（利用者支援事業母子保健型）を設置した。以前から母子保健では心配な母子の発見や対応を行っていたが、①妊娠期からの訪問、②出生届の提出時の聞き取り、③利用者が必要としているところ（機関）につなげる、④関係機関の連携をよくする、などを目的に、利用者支援事業を利用して総合相談を行うことにした。そのため子育て相談専門員として、助産師（保健師）と保育士の2名を雇用し、体制を整備した。

さらに虐待対応を含めた相談体制の強化を考えていた時に国の政策が出たので、2017（平成29）年度に支援拠点を設置した。子育て支援係が要対協の事務局を担っていたが、事務職（一般行政職）しかいないため、子ども家庭相談の対応を行っている母子保健係に設置することになった。

(5) 子ども家庭相談の特徴

町としては発達支援にも力を入れており、1974（昭和49）年から町独自で事業を行っている。障害福祉の相談も同じ部署で受けており、障害相談を受けることも多い。

相談体制の整備と住民・関係機関への広報・啓発により、虐待相談だけでなく、発達相談やしつけ相談も増えた。それは、相談経路である、保育所や学校、子育て支援センター等、子育て関係機関が増えたと同時に、家族・親族からの相談が増えたことに表れていると思われる。

図表Ⅲ-1-3. 子ども家庭相談（経路・種別）（事前アンケートから筆者作成）

相談経路		相談種別		相談種別			
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
都 道 県	児童相談所	7	18	養 護 相 談	虐待相談	18	81
	福祉事務所	0	2		その他	28	22
	その他	0	2	保健相談		0	3
市町村	福祉事務所	0	0	障 害 相 談	肢体不自由相談	0	0
	保健センター	0	0		視聴覚障害相談	0	0
	その他	5	43		言語発達等相談	0	2
児 童 福 祉	保育所	10	30		重症心身障害相談	0	1
	その他	0	0		知的障害相談	4	3
認定こども園		0	6		自閉症等相談	16	45
警察等		0	3	非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	1	4
保 健 医 療	保健所	1	0		触法行為等相談	0	0
	医療機関	0	6	育 成 相 談	性格行動相談	0	0
学 校 等	幼稚園	2	1		不登校相談	0	8
	学校	13	43		適性相談	0	0
	教育委員会	9	6		育児・しつけ相談	4	50
里 親		0	0	その他の相談		37	50
児童委員		2	0				
家族・親族		41	105				
近隣・知人		0	4				
児童本人		0	0				
その他		18	0				

養育支援訪問事業には、専門的相談及び育児家事支援があり、ケースに応じて支援プランを作成し、ケース会議等で支援決定。年間6～7ケース。

(6) 虐待相談

2016（平成 28）年のこども政策課、子育て包括の設置、2017（平成 29）年支援拠点の設置に伴う職員研修等で庁舎内や関係機関の認識が変わり、発見が増えた。また以前は直接に児童相談所に通告していた学校や保育所からもいろいろな相談が来るようになった。「通告が支援の入り口」という認識が広がっている。

図表Ⅲ - 1 - 4. 虐待相談（事前アンケートから筆者作成）

	虐待対応件数	種 別				児相への援助依頼	児相への送致	児相からの指導委託	児相からの送致
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待				
2016 年度	21	12	1	8	0	0	0		
2017 年度	18	3	8	7	0	1	3	0	0

(7) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」とする）は 2006（平成 18）年に発足し、福祉課の子育て支援係が子ども家庭相談と事務局を担当し、会議は 2 層であった。2016（平成 28）年にこども政策課が発足すると同時に、要対協の会議も見直しを行い、3 層の会議体制にした。

その結果、現在では調整機関は子育て包括や支援拠点と同じ母子保健係内になるため、母子保健、障害児福祉、要保護児童対策を一体的に行えている。

図表Ⅲ - 1 - 5. 協議会の会議（事前アンケートから筆者作成）

	2016 年度	2017 年度
代表者会議	1 回	1 回
実務者会議	3 回	3 回
個別ケース検討会議	11 回	19 回

実務者会議の参加機関は、児童相談所、福祉事務所、警察、教育委員会、主任児童委員の 5 機関が参加している。

進行管理は年 3 回開催される実務者会議において、全虐待ケース（約 15 ～ 20 家庭）の協議を行う。事前に経過等を確認してシートにまとめ、当日資料を配布して調整機関が経過を報告し、今後の方針を協議している。

要対協の継続管理ケースは 2018（平成 30）年度も件数はあまり変わっていない。

要対協の調整機関は常勤の行政職で教員免許保持が 1 名、常勤の福祉職で作業療法士が 1 名の 2 名で行っている。

(8) 子ども家庭総合支援拠点

長与町では2017（平成29）年に支援拠点を設置した。すでに説明したように、内部で子ども家庭の相談支援体制の強化を検討している時期に国から支援拠点の制度が示されたので、設置することになった。相談支援体制の強化には職員体制の整備や予算が必要になるが、支援拠点を設置することでスムーズに行えた。また支援拠点設置により職員の意識改革になり、リスク判断や関係機関との連携が、より適切に行えるようになった。それを担保するために外部の研修にも積極的に行かせている。

図表Ⅲ - 1 - 6. 支援拠点の職員構成（事前アンケートから筆者作成）

	子ども家庭支援員		心理担当支援員		虐待対応支援員		児童福祉司任用資格保持者数（内数）	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
小規模A	3	2	0	0	1	1	1	0

(9) 児童相談所との関係

実務者会議では児童相談所と町で対応ケースを双方が出して情報を共有している。現在で児童相談所が対応している事例は5ケースあり、児童相談所の対応が終結する際には個別ケース検討会議を開催して情報を引き継いでいる。ただ子どもを一時保護する際には「子どもと保護者の同意が必要」と言われ、保護者が「困っていない、福祉サービスは必要ない」と言う事例の一時保護ができない。

そのため2018（平成30）年度は児童相談所で対応してほしいという思いを込めて、前年度は3件であった児童相談所送致が12件となった。

(10) 長与町における取り組みの特徴

ポピュレーションアプローチと要支援親子への支援の両方をバランスよく行えるように、係内で協議をしながら新たな取り組みを検討したり、役割分担を行っている。

例えば、母子健康手帳の交付は助産師か保健師が行い、母子保健推進員が妊娠中、出産後、1歳前、2歳半、転入・転居時、健診未受診時に定期的に全家庭を訪問している。また子育て包括を設置後、乳幼児健診時や児童館、放課後児童クラブ等に出かけて行き、相談をその場で受けるなど、積極的な出前相談を実施し、気になるケースを関係機関と共有している。

また子育て支援と虐待防止に向けて、それぞれ年1回の関係者向け研修を実施し啓発を図っていることが、相談件数の増加につながっている。

さらにこども政策課課長やスクールソーシャルワーカーを交えた係内会議と要フォロー者会議を月1回開催し、情報の共有とリスクアセスメントの進行管理を行っている。また母子健康手帳交付後に要フォロー妊婦の選定やプランの策定、電話や訪問等を子育て包括の保健師と支援拠点の虐待防止専門員が協同して行っている。

このように子育て包括、支援拠点、要対協調整機関を同じ係の中に置き、母子保健、障害児福祉、要保護児童対策を一体的に行っている。普段からお互いの業務が見えるため、役割分担や引継ぎがス

ムーズである。さらにケース対応も共有しているため、普段の業務においても職員が広い視野を持って対応ができるようになった。

(11) 困難や課題

保健師が中心のため、妊娠期から子育て期の対応は手厚いが、相対的に学齢期や思春期向けのサポートが手薄である。教育委員会との関係はいいが、学齢期は学校が中心で対応し、必要時の情報共有、役割分担が十分にはできていない。

また少ないスタッフで複数の業務を担当しているため、突発的な虐待通告の際には人員調整に苦慮している。相談内容に応じて、母子保健の保健師や子育て支援系の職員が動くこともある。

(12) ヒアリングを終えて（総括）

長与町の特徴は、まず町自身が体制整備や子ども家庭支援の必要性を検討している時期に国が子育て包括や支援拠点の制度が始まったので、その施策を取り入れた点である。つまり、「2020年までに子育て包括、2022年までに支援拠点の設置」が求められて両者の設置を検討するという「受動型」ではなく、自らのプランを子育て包括や支援拠点の設置で形にした「積極取り入れ型」である。

個人的にはこども政策課長の仕事への情熱も感じるが、人口規模が小さい町だからこそ、子育て包括や支援拠点の意欲的な取り組みが庁内や関係機関でも見えやすく、協力が得やすい環境なのかもしれない。

また市町村では社会福祉の専門職を常勤で雇用するのは困難な場合が多いが、母子保健係に子育て包括と支援拠点を設置することで、ポピュレーションアプローチから要保護児童対策まで一体的に対応できるようになると同時に、お互いの業務が見えやすいので、日常的な対応においても職員の視野が広がり、保健師のレベルアップにもつながっていると思われる。

ただ就学後の学齢児への取り組みは学校との連携が中心である。しかし現在の乳幼児を中心とした丁寧な支援を要支援親子に続けていけば、10年後には「困ったときは母子保健係に行けば相談に乗ってもらえる」という意識が定着するであろう。今後も継続的な取り組みが続くことを期待する。

(文責 安部計彦)

2. 栃木県日光市の取り組み（小規模B型）

（1）はじめに

栃木県日光市のヒアリングは、令和2年2月6日午後にお願いした。当日は川崎、川松の2名が日光市家庭児童相談室を訪ねた。

冒頭、虹センターの側から今回の研究の目的を説明し、日光市が官民一体となって児童家庭相談の取り組みを進め、注目を集めていることから今回のヒアリングを依頼したことを伝えた。

ヒアリング及び本原稿の執筆に際しては、事前アンケートへの回答、市のホームページ、その他を参考にした。

（2）日光市の一般的な特徴

日光市のホームページには、市の紹介として次のような記載があった。

1) 市の位置と地形

日光市は栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接しています。日光火山群と鬼怒川上流域、大谷川流域等に広がる区域の総面積は、1,449.83平方キロメートルで、県土の約4分の1を占めています。日光国立公園地域を中心とする山間部の多くは、水源かん養や自然環境の保全等の機能を担う振興山村地域に指定されているほか、一部地域は水源地域にも指定されています。

また、地形は標高200メートル程度の平坦地域（市街地）から2,000メートルを越す山岳地域まで大きな起伏があり、四季を通じて変化に富んだ観光・スポーツ・レクリエーションを可能にしており、国内外から多くの観光客が訪れています。

気候は、内陸性気候に属し、年平均気温は市街地で12℃程度、山間部では7℃程度であり、夏季は比較的涼しく、冬季は氷点下になることも多く、四季折々の寒暖の差が美しい自然景観を醸し出しています。



図表Ⅲ - 2 - 1. 日光市（市ホームページから）

2) 市の歴史

日光市は平成18年（2006年）3月20日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村の合併により誕生しました。この2市2町1村は、豊かな自然環境と貴重な歴史的・文化的遺産、随所に湧出する豊富な温泉など、恵まれた観光資源を基盤として発展してきました。

8世紀末の勝道上人による日光開山以後、山岳信仰の聖地として崇拝されてきた日光に17世紀はじめに徳川家康公の霊廟である東照宮が建立された後は、旧今市市は、日光街道・例幣使街道・会津西街道の結節点の宿場町として、旧日光市は二社一寺の門前町として栄えてきました。さらに、旧藤原

町では、17世紀末に^{きぬがわ}鬼怒川温泉が、18世紀初頭には^{かわじ}川治温泉が発見され、日本有数の温泉保養地としても発展するようになりました。

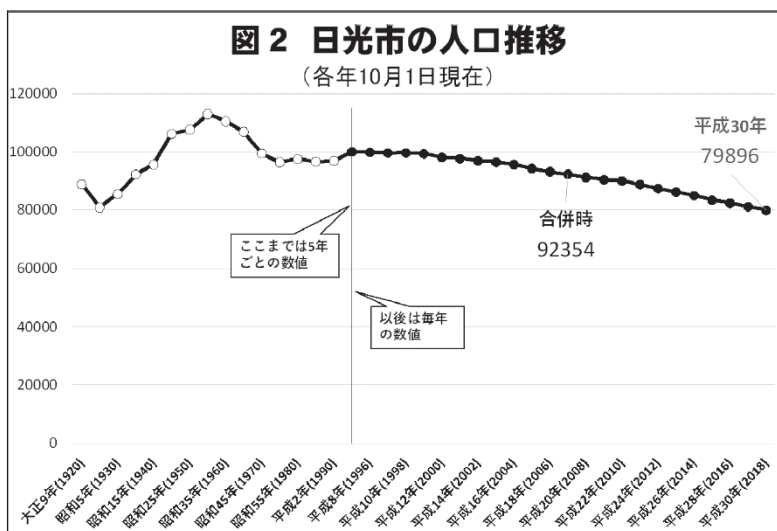
また、旧足尾町は、16世紀には銅が採掘されていたと伝えられ、その後、日本を代表する銅山として栄え、日本の近代化に大きな功績を残しました。

一方、旧栗山村は、平家の落人により集落が築かれたともいわれ、平家杉や平家塚などの史跡が残されているほか、湯西川や奥鬼怒温泉郷をはじめとする温泉保養地としても栄えてきました。

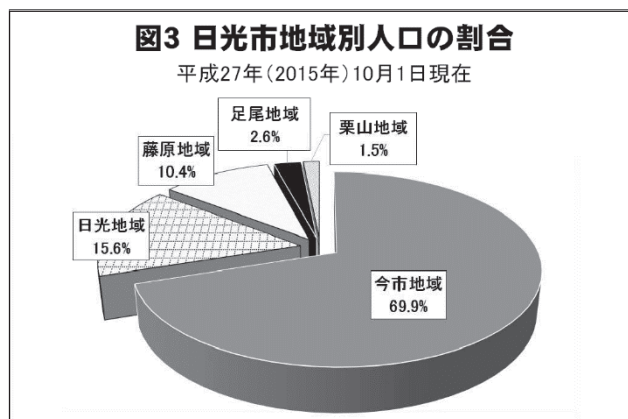
ホームページの記載は、以上である。

3) 人口

日光市の人口推移は、図表Ⅲ-2-2.のとおり。本図は「平成30年版日光市統計書」をもとに作成したが、合併以後、漸減していることが見て取れる。なお、旧市町村別の人口についても、平成27年（2015年）10月1日現在のデータが上記統計書に記載されていたので、図表Ⅲ-2-3.にその割合を示した。本図を見れば明らかに、日光市の人口のおよそ7割を今市地域で占めている。後述するように現在の日光市における官民協働の取り組みは、合併前の旧今市市で始まっており、それが合併後も全市域に浸透していったのは、人口のこうした実情があったことも反映しているのではないかと想像した。



図表Ⅲ-2-2. 日光市の人口推移



図表Ⅲ-2-3. 日光市地域別人口の割合

(3) 児童家庭相談から見える日光市の特徴

事前アンケートによると、「山間地域は児童人口が少なく、市街地に集中」しているため、「市街地での保育園等への年度途中入園ができない状況」だという。一方、「遠隔地の保育園等は入園可能であっても、自家用車がない家庭では、公共の交通手段が乏しいことや経済困窮等が理由で入園困難」とのこと。そうした状況から、「就労できず経済困窮が続く、育児ストレスなどの相談が多く」になっており、「不登校の相談も多く、発達障害等があり保護者も対応できず相談してくるケースや保護者の養育能力不足、精神疾患があるケースも多い」という。

この点についてお尋ねした。

—— 日光市の家庭相談の特徴、また家族の特徴について、感じられることがあれば教えてください。「現在の相談事例で言いますと、保護者に精神疾患がある方とか、発達障害があると思われる方が目立っています」

—— 保護者の発達障害ですか？

「そうです。一般的な指導では正しく理解してもらえないことや、保護者にも行動特性があるため育児能力の不足が目立ち、日常生活がその家庭のみでは成り立たないご家族というのがほとんどです。それと、最近増えていると感じるのは、お子さんに発達障害があるご家族です。お子さんが学校で不適応を起こして不登校になり、家にいることになると、親御さんが対応に困り、疲弊してしまうような例ですね」

—— なるほど。ところで、日光市は観光地ですよね。そうした特徴に絡むような相談等がありますか？

「その点で言いますと、サービス業ですね。住み込みもできるということで転入の方が多いうように思います。生活困窮の家庭やシングルの方でも就労しやすいという面がありますし、外国人の方もいらっっしゃいます。ただ、外国籍の方は日本語の問題があります」

—— 外国人というと、どこの国の方が多いんですか。

「フィリピンとか中国の方が多いでしょうか」

—— 支援一つとってもいろいろ苦労されるんでしょうね。

「そうですね、児童家庭分野だけでなく母子保健部署も含め、国際交流関係の担当課に協力をお願いし、手紙や問診票なども通訳してもらっています。学校は学校で、通訳してもらえる専門の方を教育委員会が置いたりしています」

—— やはり大変ですね。

「全くしゃべれない方は少ないんですけどね」

—— 虐待件数ですが、全国的には心理的虐待の割合が高くなっていると思いますが、図表Ⅲ -2-4.を見ると日光市では身体的虐待が多いですね。

「心理的虐待のほとんどが、いわゆる『面前 DV』になりますが、県全体の傾向はともかく、日光市は警察を呼ぶような事例はまだ少ないので、発覚していないのかも知れません」

—— 相談経路でみると、(児童虐待相談だけではないかも知れませんが) 学校からの相談が多いようですが……。

図表Ⅲ -2-4. 日光市における児童虐待対応件数

	合計	内訳			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成 28 年度	64	35	9	19	1
平成 29 年度	59	27	19	13	0

※虐待対応件数は各年度の新規受理分。

「私どもは、特に学校、保育園、幼稚園等に対しては、通告、連絡をするようお願いしていますので、それが功を奏しているのかも知れません」

—— 家族・親戚からの経路も多いようです。

「そうですね。生活困窮の場合もありますが、中には親戚の方が、不衛生だとか、食事してなさそうなどと心配して連絡してくる場合もあります」

—— ネグレクト傾向ですね。

「ええ。そのほかでは、やはりこの地域は交通の便がよくないので、車がないと生活できません。免許を持たない保護者や、経済困窮で車を買えないような方の相談も結構あります」

—— どういう内容の相談でしょう。

「病院へ行きたいけれどお金がなくて行けないとか、乳幼児健診に行くのも足がないから行けない、パートでお休みすると生活が大変なので健診には行けないとか。こうした場合は関係機関からの相談も入ります」

—— 関係機関が困るといふか、心配になって、ということですね。

「関係機関に対しては、日頃から何かあったら言ってください、情報提供してくださいとお願いしていますので、そういう形の連絡、相談が入るものと思います」

(4) 官民協働による業務体制

1) 官民協働になるまでの経緯

冒頭でも述べたように、日光市の特徴は、官民一体となった相談業務、支援体制の充実である。では、それはどのようにして実現したのか。ヒアリング資料として提示された「日光市における児童相談業務について」は、次のように述べる（要約）。

「(平成16年の児童福祉法改正時、合併前の旧今市における)家庭児童相談室には、相談員は2名しかおらず、また虐待だけではなく広く家庭の問題全てに対応しなければならなかったため、行政だけで対応するには限界がある状況であった。こうした状況を民間の力を借りて打開するため、市民活動支援センターの仲介役を得て、市内NPO、人権福祉課(現人権・男女共同参画課)、市議会議員ら有志による勉強会が開かれることになった。同じ頃に栃木県小山市で発生した虐待死事件¹をきっかけとし、市内のNPOの中でも児童虐待への問題意識が高まっていた時でもあった。勉強会では市の家庭児童相談室の現状や問題点、解決の方向性が議論され、現在の市の体制だけでは虐待リスクが高く、子育てに難しさを抱えている家庭を支援するには限界があることが確認された。しかし、当時地域にはこうしたギャップを埋められる民間団体はなく、児童虐待対応専門の民間団体の立ち上げが必要との結論に至る。こうして平成17年4月に立ち上げられたのが『だいじょうぶ』である」

¹ 小山市で発生した虐待死事件とは、平成16年(2004年)9月、4歳の兄と3歳の弟が行方不明になり、兄弟と同居していた男性が逮捕されて「川に捨てた」という供述により、兄弟2人が死体で発見された事件。本件はマスコミ等で大きく報道され、地元の民間団体が、オレンジリボンを児童虐待防止の象徴として広めたことでも知られる。詳細は、川崎二三彦・増沢高編(2014)『日本の児童虐待重大事件2000-2010』(福村出版)参照のこと。

日光市の取り組みを考える際、以下でも述べるように、NPO 法人「だいじょうぶ」の存在抜きには語るができない。「だいじょうぶ」発足の経過や市との協働を始める経緯などについて、本資料などをもとにして改めてお尋ねした。

—— 経過から改めてお尋ねしたいんですが、平成 16 年（2004 年）に児童福祉法改正があり、また小山の事件もあって、平成 17 年（2005 年）4 月に改正法が施行されると同時に、「だいじょうぶ」が立ち上げられたんですね。

「はい」

—— この資料によると、はじめから適当な民間団体があって、そこに委託するというのではなく、そういう民間団体が必要という認識が先にあり、それで「だいじょうぶ」が立ち上げられたわけですね。「だいじょうぶ」の立ち上げに関わって、市として何らかの関与があったということでしょうか。

「そうですね。法改正されて市町村が第一義的な相談機関と位置づけられても、24 時間対応などを行政単独で行うのは難しいという認識がありました。そこで協力してもらえる民間団体を探してはみたものの、既存の団体には該当するものがありません。そのため、市民活動をされている団体などに相談し、勉強会から始めて、やってもらえる人たちを募ったということになるかと思います」

—— 市としてこういう組織が欲しかったわけですね。

「そうです、はい」

—— 何もないところに、行政のほうから働きかけをされた、仕掛けていったというのも珍しいと思うんですが……。

「そうですね。当時の課長は福祉分野が長くて、行政では無理なことを民間で担ってもらいたい、という気持ちがあったと思います」

—— 課長さんは、どうしてそういうふうに使われたんでしょう。

「先ほども言いましたように、福祉分野が長くて、行政としてどこまでできるか、その限界がよくわかっていたので、住民サービスをさらに向上させるためにはどうしたらいいか、その方途を考え続けていたからではないかと思います」

—— どこかにモデルとか、参考となる自治体はあったのでしょうか。

「特には聞いていません」

—— ない？

「直接、本人に聞いたことがないので、何とも言えないんですけどね」

—— T さん（対応して下さった主幹）も、その当時から関わっておられた？

「いえ、今市にはいましたが、当時は母子保健部署にいて、そばで様子を見ていました」

—— 旧今市市の職員をされていたわけですね。その後、割と早くに合併がありました。合併後、全市に波及させることに難しさはありましたか？

「合併後何年間かは移行期間で、それぞれの地域ごとに取り組んでいましたが、徐々に本庁集約の方向に進みました。本件に関しては、旧今市市に倣うという形で統合されていきました」

—— ところで、最初の立ち上げ時、「だいじょうぶ」には力量のある人がいたんでしょうか。

「現理事長が当初からおいででした。福祉関係に秀でた方でしたので、上手くスタートできたのではないかと思います」

—— やはり……。

ヒアリングでも出されていたことだが、行政側の課長にしっかりした問題意識があり、それを実現させるために、勉強会から始め、おそらくはそうした中で、これだと思う方を見つけ、期待に添うような民間団体が立ち上げられたのではないだろうか。思いを形にする工夫が示された典型的な事例のように感じられた。

なお、ヒアリングに応じていただいた T 主幹は、創設期の様子も詳しく、てっきり長く関与された方かと思っていたが、実際にはこの部署に就いて 2 年目だという。にもかかわらず、当時のことをそれなりに説明できるのは、保健福祉部という括りで同じ部署に属していたというだけにとどまらず、こうした取り組みに対する理解が深く、さらには誇りを持って業務を行っているからではないかと想像した。

2) 相談援助業務の体制

このようにして、「だいじょうぶ」の立ち上げ時点から官民協働による相談支援業務が行われていたのだが、ではその実施体制はどのようなものだったのだろうか。再び、「日光市における児童相談業務について」を引用して、その実情をみてみたい。

「家庭児童相談室は、市と NPO が一体となって運営しているが、連携が始まった平成 18 年（2006 年）当時は、市と『だいじょうぶ』で相談窓口も別々であり、それぞれの相談員は物理的にも別な場所で業務を行っていた。しかし、市と『だいじょうぶ』で同じケースを扱う場合も出てくるなど、非効率であるとともに利用者に対して一貫した相談援助を提供する上でも問題があった。そこで、平成 19 年（2007 年）4 月から市の家庭相談員が一般公募が変わるとともに相談窓口も一本化され、家庭児童相談室も現在の場所に統一された。平成 22 年（2010 年）4 月からは家庭相談員同等業務が委託業務に追加され、ケース情報の完全共有がなされるようになり支援方針の決定も協働して実施している。

市と NPO が協働して相談室を運営することで、経験豊富な民間団体のノウハウや知見を活用・吸収できるとともに、市の職員も同じ場所にいることで支援方針の決定と対応も迅速にできる。家庭児童相談室の運営には、人権・男女共同参画職員（現在は保健師と社会福祉士の専門職が位置づいている）、市の家庭相談員 3 名と『だいじょうぶ』の相談員 2 名に加えて、『だいじょうぶ』の理事長もスーパーバイザーとして関わっている。

なお、市の人権・男女共同参画課長を含めた受理・援助方針会議も毎週開催している。

現在は『外部の人から見たら市の職員か NPO の職員か分からない』くらい市と NPO が一体となって家庭児童相談室が運営されている」

このような運営体制を知り、出発点で意図した官民協働の協力体制がしっかり根づいていると実感すると同時に、こうした形の取り組みが実際にあることに驚かされ、いくつか質問した。まずは職員の採用から。

—— 家庭相談員を公募したということですが……。

「はい。もともと旧市町村時代は、退職された教員の方などをお願いしていました。当時公募に変えた理由は知りませんが、市の臨時職員扱いの一般公募に切り替え、試験をして採用しています」

—— 試験をしてるんですか。

「はい。小論文と面接の2つです。今は、応募資格として、児童家庭相談に関する何らかの資格を有する方としています」

—— 資格と試験で相談員のレベルを担保しているわけですね。この人たちは期限付きですか？

「はい。1年期限ですが、更新可能ということで最長5年まで。5年たった場合にはまた一般公募しますが、その時点で再度応募してもらえば、採用は可能なんです」

—— なるほど、それだと、経験を生かすこともできる。

—— 現在、家庭相談員には3名の方がおいでですが、長い方もおられる？

「一番長い方が8年ぐらいになりますかね」

—— もうベテランの域に達してますね。

—— 『だいじょうぶ』スタッフは、ずっと同じ方ですか？

「お一人は、やはり8年近く経験されていますし、途中交代された方も3、4年ぐらいにはなりますかね」

ベースとしての資格と経験の両方が求められる業務だが、試験採用を行い、経験についても柔軟に対応することで、質を担保しようとしていることがわかった。

*

次にお聞きしたのは、家庭相談員とNPO「だいじょうぶ」スタッフの役割分担の点だ。平成22年度（2010年度）から「家庭相談員同等業務」が委託されたというのだが、その実情はどのような形になっているのだろうか。

—— ここには、家庭相談員と同等の業務を委託していると書いていますが、立場、身分が違いますよね。実情はどのようなになっているのでしょうか。

「確かに立場は違いますが、相談業務に関しては全く同じになっています」

—— 少し気になるのが、個人情報扱いです。民間団体の人が情報を共有する点については、どのように整理されていますか？

「市の嘱託等と同等の守秘義務を課しており、契約で確認しています」

—— なるほど、ところで、相談員の住まいと同じ地域からの通告や相談があると、やりにくさのようなことはありませんか？

「確かに支障も出てきますので、相談員は自分の居住区、お子さんがいる場合には所属、学区等ですね。それが重ならない形で地区担当制を敷いています」

—— 地区担当なんですね。相談員とNPO職員とはどのように区別されていますか？

「市の相談員3人とNPOの2人の計5人で地区を割っています。NPOの方も家庭児童相談室内で席を同じにしているんです」

—— あ、そうですか。じゃあ本当に市とNPOが一体となって業務を分担されているわけですね。それじゃあ、市民にすれば、「市の職員かNPOの職員か分からない」というのも当たり前でしょうね。

—— ところで、市として受理・援助方針会議を毎週されてるようですが、この会議にも『だいじょうぶ』の方は参加されているんですか。

「はい、相談員2名と、理事長も参加しています」

—— 理事長については、SV（スーパーバイザー）だと書かれていますよね。

「はい」

—— 理事長は市の相談員に対しても適宜アドバイスして下さる？

「はい。理事長は、立ち上げ時から関わっていて経験豊富ですし、全国的な情報にも詳しい方です。若手の相談員などには的確に助言してくれますので心強いです。理事長は、『だいじょうぶ』の事務室に席がありますが、実はこちらにも席を用意しているんです」

児童家庭相談についても、市と「だいじょうぶ」が全く同じように業務を担っていることがよくわかった。虐待通告等で家庭訪問する場合は、原則複数で対応するというのだが、その場合も家庭相談員、NPO 職員の区別なく5人のうちの2人がペアとなり、「家庭児童相談室から来ました」と名乗っているという。なお、要保護児童対策地域協議会の実務者会議は、月1回の頻度で市が運営し、「だいじょうぶ」からは、2名の相談員が参加しているという（理事長は不参加）。

（5）民間との協働、民間を活用した支援

ところで、「だいじょうぶ」の設立に際して問題意識とされていたのは、「行政では無理なことを、民間で担ってもらいたい」ということであった。では、民間団体ならではの支援とはどのようなものを指すのであろうか。先にも引用した「日光市における児童相談業務について」は、官民協働のメリットとして、「相談から支援まで一貫した連携による支援の迅速性・柔軟性の担保」として、次のように指摘している。

「『だいじょうぶ』と日光市の連携でもう一つ特徴的な点は、相談窓口だけではなく具体的な支援事業においても包括的に連携している点である。相談から支援まで一貫して連携することで支援が迅速になるとともに、柔軟性が高まっている。例えば、具体的な支援事業でも市と『だいじょうぶ』が連携していることで、支援方針の検討をするその場で、家庭支援員や居場所の空き状況を確認するなどし、支援内容の調整ができています。また、ほとんどの支援について、『だいじょうぶ』が自主事業で同内容の支援を実施しているため、公平性が求められる市の事業ではどうしても対応できないケースも自主事業の範囲で支援を追加することで、利用者にとって手厚い支援を提供できている。このように、市とNPO とが一体となって相談から支援まで連携していることで、利用者にとっては相談から支援まで切れ目なく、またフォーマル／インフォーマルの区別無く社会資源の利用が可能となっている」

ここで注目したのは、「公平性が求められる市の事業ではどうしても対応できないケースも自主事業の範囲で支援を追加することで、利用者にとって手厚い支援を提供できている」という点だ。具体的にはどのような内容で、どのような進め方をしているのだろうか。

1) 委託事業の一覧

まずは、「日光市における児童相談業務について」から委託業務の項目を列挙しておきたい。以下がそれである。

①「児童相談業務」

養育者等の育児不安や子ども本人の悩み等について、各種相談に応じる。相談の形態は、日光市家庭児童相談室の開設時間における来室相談、24時間対応可能な電話相談、また状況に応じて訪問による相談等、家庭相談員と同様の相談業務を行う。

②「育児支援家庭訪問事業」

養育が困難となっている家庭に対して、市が事業内容を計画した場合に、その養育者の同意を得た上で、家事及び育児の援助等を行う。虐待の防止的支援が主な目的で、要保護児童の要因解消を図る。

主に、乳幼児の託児（ひだまり・自宅にて）や、0歳～18歳まで子どもの送迎や同行支援などを行っている。

③「子育て短期支援事業」

身体上または精神上の理由（疾病、育児疲れなど）や家庭養育上の理由（出産、看護など）または、社会的な理由（冠婚葬祭など）、育児疲れや育児不安のある状況など、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に7日以内の期間で、養育者の申請に基づいて養育者に代わって一時的に児童の養育をする。

あくまでファミリーサポートセンター等公共サービスが優先と考えるが、特に虐待やそのおそれがある場合、不適切な養育がある場合、貧困家庭で一般のサービスが使えない場合については、この事業を活用し予防を図っている。

所得に応じた費用負担はあるが、虐待防止の観点から積極的に緊急一時保護をする場合、状況に応じて費用負担を免除することもある。

④「子どもの居場所づくり事業」

NPO法人が運営する「居場所（ひだまり）」において、養護に欠ける子どもたちや子育てに悩みを持つ母親の支援を行う。虐待の未然防止のための相談・支援であり、必要と認められたものに限り養育者の同意を得た上で行なっている。

子どもが「ふつうの暮らし」を経験することで、社会経験を積み、虐待状況を繰り返さないことを目的とし、食事、洗濯、入浴、宿題、行事やイベントなど行っている。小学生から18歳までの子どもが対象。

2) 民間ならではの支援

①で述べられている「児童相談業務」はすでに紹介したとおりだが、その中の「24時間対応可能な電話相談」は、基本的に理事長がその電話を持って対応されているとのこと。他の事業についても、ヒアリングでお尋ねした。

—— 先ほどから話題になっていましたが、市の事業ではどうしても対応できない支援という、具

体的にはどういうことなのでしょう。

「例えば、食品とか医療品、生活用品等の支援ですね。現物給付となると行政ではちょっとできないので、NPOさんがやってくれています。この事務室内にあるおむつとかそういう品々も、NPOが寄付してもらったもので、これらを必要な方々にお渡ししてくれています」

—— なるほど、市ではできない。

「ものを与えるといいますか、給付するという行為は行政では不可能です。NPOでは家電製品や自転車などを寄付してもらって保管していますので、場合によってはそれらを利用します」

—— ほほう。

「生活困窮のおうちに小学校入学時に必要なものワンセットを渡したこともあります。ピアノとか絵の具とか、そういう学習関係のものとか……。学校で使う袋などを地域の方が作って寄付してくれたりするんで助かっています。あとは制服。結構高いですから」

—— 資料を見ると、「フォーマル／インフォーマルの区別無く」と記載されていますが、インフォーマルというと、例えばどういうことでしょうか。

「何て言えばいいのでしょうか。要は行政ができないものは全て。ちょっと相談すると、やってもらえるというような……。本来なら保護者がすべきことだけれど、実際には無理な方などの場合に、『手伝ってもらえますか』って頼み込むことはありますね」

—— なるほど。

「引っ越しが大変だということで、今年度はそのお手伝いとか多かったですね。人手、車、全て手配してごみを搬出していただいたり」

—— なるほど。臨機応変に小回りも利いた支援ですね。

「はい」

—— かゆいところに手が届く。

「委託しているものより若干オーバー気味に、この辺も追加でやってもらえますかみたいなご相談は、正直させていただいています」

—— 素晴らしいですね。

「NPOの強みのところ、もともと虐待防止を専門に立ち上げたので、子どものためにできることはするっていうスタンスがあります。市としても、なるべく委託業務の中に組み込めるように考えています」

行政ではできない、民間だからこそ柔軟に対応出来るということの意味がよく分かった。次いで「育児支援家庭訪問事業」について尋ねた。

3) 育児支援家庭訪問事業

—— 育児支援家庭訪問事業には、「家事及び育児の援助等を行う。虐待の防止的支援が主な目的で、要保護児童の要因解消を図る」とありますが、どんな形でされているのでしょうか。

「以前は家庭訪問しながらお子さんを見るようにしていましたが、少しの間だけでも子どもと離れたいと望む方も結構いらっしゃいます。特に、精神疾患を持ったり育児に疲弊してる親御さんですと、

NPO が持っている居場所で預かる、託児をすることもあります」

—— 預かるんですね。

「はい。主には就学前のお子さんですが、専門の保育士2名を雇っていただいているので、お母さんが病院へ行くとか、ちょっとおうちで休みたいという場合に、連れてきていただければ、その場で託児しますし、送迎の足がないお宅に関しましてはNPOの職員が送迎もします」

—— 送迎までされているとはすごいですね。利用料は？

「無料です」

—— 対象の子どもは？

「基本的に要対協ケースになっています。誰でも使えるわけではありませんが、家庭相談室にご相談くださいという形で周知しています」

—— どれぐらいの実績なんでしょう。

「平成30年度で、対象児は66名でした。年間の利用は延べ704件です」

—— 1日2人ですね。

「そうですね。託児が重なる場合には2人、3人となります」

—— お1人の平均利用日数が年間10日以上。利用されている方にとっては、おそらくかなり貴重な事業なんでしょうね。

ここで言われている“居場所”が、「ひだまり」であろう。「ひだまり」は、市が委託している「子どもの居場所づくり事業」の実施場所でもある。そこで、以下では、この事業について聞いてみた。

4) 児童相談所との連携、協働の状況

—— 日光市には、「だいじょうぶ」が運営する子どもの居場所「ひだまり」がありますよね²。「子どもの居場所づくり事業」は、ここでされている？

「はい」

—— 利用実績はどれぐらいでしょうか。

「平成30年度の対象人数は41名で、延べ利用人数は1,449名でした」

—— すごい実績ですね。1日平均5人ぐらいになりますから。

2 「ひだまり」について、「だいじょうぶ」平成30年度事業報告では、次のように紹介されている。

支援の必要な子どもと出会っても、保護者の「うちがいいです。あとで、やるから大丈夫です。」の一言で、家庭支援には入れません。不十分な養育状況が目に見えているのに支援できない、どうしたら子どもに支援（当たり前の暮らしの経験）を届けられるかを考えました。その時に「家に入れないなら外に連れ出そう！」と発想したのが、居場所をつくるきっかけでした。

2010年に「Your Place ひだまり」を今市地区に開所しました。その後、日光市の家庭児童相談事業が充実するにつれ、より多くの支援の必要な子どもたちにつながることができました。そのため、2014年に2か所目となる「高徳ひだまり」を藤原地区に開所しました。皆で遊び、食卓を囲み必要に応じて入浴や洗濯もして後は寝るだけにして家に送っています。子どもにとって「もう一つの家」、「おばあちゃんち」のように、優しく受け止めてもらえる、安心して過ごせる居場所であることを何より優先しています。

ひだまりでは、日常生活支援の他、長期休みや休日等のイベント開催、外遊び連れ出し支援等、不足しがちな体験を補う事業も行っています。ひだまりが虐待やネグレクトなど不適切な養育環境にいる子の支援に有効ということで、ひだまりをモデルに栃木県が子どもの居場所づくりを市町に呼びかけ、現在県内9か所に子どもの居場所が広がっています。ひだまりのような、子どもが安心して過ごせる、ありのままの自分でいられる居場所の取り組みが全国に広がって欲しいと願い、情報発信にも努めています。

「2か所開けてもらっていますが、それでも足りないぐらいですね」

—— あらためて、事業の内容を教えてくださいませんか。

「原則として就学以上のお子さんを対象にお預かりする事業です。スタッフが放課後お迎えに行き、居場所である『ひだまり』に連れて行きます。そこで食事・入浴・学習支援等を行い、必要に応じて洗濯もし、乾かして持たせて帰すようなこともします」

—— 就学以上ということですが、中高校生も利用されていますか？

「今のところ、高校生が2人利用しています」

—— これ、全部送迎されているんですね。

「そうです。ただ、送迎が重なると、距離が距離なので……」

—— そうですね。遠くからも来ているんですか。

「はい。今市地域が主ですが、藤原地域、日光地域など、旧今市市外の利用者もあります。鬼怒川に近い場合は、藤原地域に開所した『高德ひだまり』を使うことになります」

—— どういう形で参加者を決めているのでしょうか。市として市民に呼びかけるとかされていますか。

「対象児は、全てにおいてそうなのですが、要対協登録ケースです。募集する時には、『ご相談ください』と言っておいて、必要性があると思われるご家族、児童と思えば、要支援ケースと位置づけて要対協で登録し、利用してもらいます」

—— なるほど。そうすると、子どもによっては、こちらから「どうですか？」って声かけたりとかもされている。

「そうですね」

—— あらためてお聞きしますが、どんなご家族の、どんな子どもが来られていますか？

「相談員が支援している中で、家の中で孤立しているお子さんですとか、経済苦があってお食事がままならないといった家族、また、学校の判断で、不衛生な様子がかがわれるといった事例でしょうか。そういう場合は、家庭訪問などして『ご飯食べてお風呂入れる場所があるけど、週1回、2回でもいいから来てみない？』とお誘いします」

—— どんな反応でしょう。

「一応、保護者と本人とで見学してもらいますので、大方は理解して下さいます」

—— スタッフも大変かと思いますが、学生ボランティアなども入っていますか？

「夏休みなどはわかりませんが、学生ボランティアはいないですね。ただ、NPO職員だけではなくて、この取り組みだけに来てくださる方はいらっしゃいます」

—— これも無料ですか？

「無料です。自己負担が生じるのは『子育て短期支援事業』だけですけど、その場合でも、利用者が非課税家庭だったりすると減免となります。それと、虐待防止のために必要と市側で判断すれば全額支援をします。『お金がかかるんだったら結構です』と言われて深刻化すると、結局困るのは子どもであり、私たちですから」

—— なるほど。

—— とすると、市としてきちんと予算を確保している点も素晴らしいですね。

「正直言って、こうしたサービス事業を行わないと、児童福祉が成り立たない現状があります。やはりもう行政だけですと解決できない問題が多々ありますから、NPO の存在はありがたいなと思っています」

—— 本当ですね。

5) 子育て短期支援事業

最後に「子育て短期支援事業」についてもお尋ねした。

—— 先ほど「子育て短期支援事業」のお話が出ましたけれど、どのような形でされていますか？

「やはり『だいじょうぶ』が受け皿となっています。他の委託先として乳児院や児童養護施設にもお願いしていますが、市外施設ですので、地理的には『だいじょうぶ』になります」

—— 宿泊するわけですね。

「はい。『ひだまり』の2階がショートステイ用に整備され、保育士資格のあるスタッフが対応します」

—— 乳児院や児童養護施設だと日頃から夜勤職員が勤務されていますが、「ひだまり」は、そうではないですね。その点は、どうされるんでしょう。

「そこをお願いするので、NPO さんでスタッフの都合をつけてもらうことになります」

—— 最大7日間ですから、結構大変じゃないですか？

「そうですね。昨年度は利用がなかったのですが、今年度は予算をマックスで使っています。実情としては、4日間という方が多かったですかね」

—— お聞きすればするほど、「だいじょうぶ」という NPO はすごいですね。

「そうなんです。ショートステイなので、乳児院と養護施設を利用すればいいのかも知れませんが、NPO にお聞きすれば、保育園等の送迎込みで頼めます。昼間の生活を変更しない点が最大のメリットなので、所属がある子はこちらを優先させてもらいます。なるべくスタッフに調整してもらって……」

—— なるほど。

(6) 児童相談所との連携

ここまで見てきたように、日光市の児童家庭相談、子どもと家族への支援において、NPO 法人「だいじょうぶ」との連携、協働がなくてはならないものとなっている。とはいえ、特に児童虐待の通告に対する安全確認や一時保護等が必要な事例では、児童相談所との連携が欠かせない。その点についても、実情をお尋ねした。

—— 福祉行政報告例の資料をみせていただくと、児童相談所からの経路が結構ありますよね。

「はい」

—— どんな事情によるものでしょうか。

「日光市に限らず、栃木県では児童相談所と市町村とで共通のリスクアセスメントツールを使っています。そして、中等度以下、軽度と判断されるものの通告については、児童相談所から市町村に送致

されることになっているんです³⁾」

—— そうだったんですか。参考のためにお聞きしたいのですが、警察が児童相談所に通告しますよね。その場合、どのような流れになりますか？

「いわゆる面前 DV などについて、児童相談所がいったん受理すると、共通のアセスメントツールでチェックされます。そこで軽度だと判断されれば、市町村での対応が相当という判断で送られてくるわけです」

—— なるほど。それで、市としての対応はどのようにされるのでしょうか。

「警察による面前 DV の場合、警察が現場に臨場して子どもの安否確認がなされている状況での通告ですので、それを受けますと2週間以内に指導、支援をしていくということになります。そこで、ご両親に連絡し、訪問します。ただし、いきなりですとトラブルのもとになるので、各警察には、虐待通告する場合には、児童相談所もしくは市による訪問等のご家族に伝えてもらうようにしています」

—— 事前に警察から伝えておいてもらうわけですね。

「はい。それをもとに、保護者に電話して両親それぞれに話を聞き、訪問して説明、支援などしていきます」

—— 訪問を嫌がる方もいますでしょうか？

「はい。その場合は、こちらに来てもらっています」

—— やはり増えてきていますか？

「増えてきていますね。最近では泣き声通告も来たりしますから」

—— そうですね。逆に、児童相談所への送致などは、どんな状況でしょうか？

「一時保護してほしい事例ですね。ただ、児童相談所のほうも、簡単には受けてくれません。もう少し市として取り組めないか等と尋ねられることが多いです」

—— 全国的にもよく聞く話ですね。

—— 一時保護所もそんなにいっぱいなんですか、栃木県は。

「一時保護所が県で1か所しかないんですよ。ですので、やはり重症な事例からという形にならざるを得ないのではないかと想像しています」

—— なるほど。そうですね。

児童相談所と市町村の関係でしばしば言われることが、ここでも話されたように感じられた。今後、「新プラン⁴⁾」が遂行される中で、児童相談所の体制も強化され、市町村と児童相談所のより密接な連携強化がなされることを期待したいところである。

³ 福祉行政報告例によると、児童相談所を経路とする相談は、平成29年度23件、平成30年度44件となっている。

⁴ 新プランとは、平成30年12月18日に「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」が決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」のことで、児童相談所の体制強化策等を打ち出している。

(7) まとめ

「だいじょうぶ」との連携、協働に関して何か課題はあるかと尋ねたところ、「当初は何かあったかもしれませんが、今現在、特にはないです」との回答があった。日光市の特徴である官民協働は、住民にとっても着実に成果を挙げているのであろう。もちろん、市としては、そのための財源を投入しており、厳しい財政状況の中で、虐待防止にかかる部分を優先的に確保するよう努めているとのこと。民間の力と、それを支える市の姿勢が大きな力を発揮しているものと思われた。

なお、今回の研究では、総合支援拠点の整備状況や実践内容について知ることが目的の一つであったが、日光市は、ヒアリング時点ではまだ設置していなかった。さらなる職員の確保などが課題となっているようであった。

職員確保の点で、今求められているのが心理職であった。母子分野では、心理相談のために臨床心理士を雇って母親のケアに当たっており、教育委員会にも心理士が配置されているというのだが、「児童家庭相談から見える日光市の特徴」でも指摘したように、発達障害等があり保護者も対応できず相談してくるような事例では、どういうふうに保護者にアプローチしていけば効果的なのかといった点で迷うことも多く、心理職の配置が期待されていた。

とはいえ、日光市の取り組みは大変示唆に富んでおり、住民にとって、特に要保護児童や要支援児童等にとって、市町村ならではの細やかな支援が貴重なものであることは疑いなく、他の市町村にとっても参考となるものが多々あるように思われた。

なお、ヒアリング終了後、「だいじょうぶ」理事長と挨拶する機会を得て、その折に「認定特定非営利活動法人だいじょうぶ平成30年度事業報告」をいただいた。それを見ると、本稿で紹介した委託事業だけでなく、NPO法人として多岐にわたる取り組みを行っており、そのために寄付を募るなど財源を確保する自助努力もなされていることがわかった。今後も官民協働を発展させて、住民福祉のさらなる向上が図られることを期待したい。

(文責 川崎二三彦)

体と異なる特徴といえるのではないかと思われた。こうしたことから子育て支援に千歳市が力を入れていることがうなずける。市が子育て支援に本格的に取り組み始めたのは2014年ということで、「子育てするなら、千歳市」をキャッチフレーズとして、施策の充実が図られてきている。

なお、生活保護率は2013年に1.42%であり、同年の全国1.70%、北海道3.16%に比べると低い（『千歳市第3期地域福祉計画』（千歳市、2015年3月）及び『北海道生活保護実施概要』（北海道保健福祉部福祉局地域福祉課、2019年4月）から）。

（3）相談事例の特徴

千歳市における児童相談件数の推移を表にすると以下のとおりである。

図表Ⅲ -3-2. 千歳市児童相談件数（相談種類別）

	養護相談		障がい相談	非行相談	育成相談	総数
	児童虐待	養護・その他				
2018年度	145	199	139	2	222	709
2017年度	225	123	118	5	169	642
2016年度	147	219	131	6	92	607

（ヒアリング当日配布資料「平成30年度児童相談の状況について」から筆者作成）

図表Ⅲ -3-2.に見るように、相談件数の総数は年々増えている。虐待相談は、2017年度に増加しているが、これは子ども家庭総合支援拠点が設置され、関係機関連携が強化されたことがあるのではないかとヒアリングでは語られた。翌年に減少しているのは、年度末に調査中の件数が多かったと説明された。一方で、2018年度に養護・その他相談の件数が増加したことについては、育てづらさを訴える相談を拾うようになったからと述べられた。

育成相談（その中でも育児・しつけ相談）が多いことも特徴である。相談経路については家族・親戚が2018年度に53.2%と過半数を占め、その割合も増えてきている。子育ての相談を幅広く拾って対応できていると考えられる。（以上、ヒアリング当日配布資料「平成30年度児童相談の状況について」から）

育児・しつけ相談が増えていることについては、子育てカウンセリング事業を行っており、その利用者が増えてきたことが理由としてであると説明された。この子育てカウンセリング事業は2008年度から実施されており、子育てに悩む保護者のために、月2回臨床心理士によるカウンセリングを申し込み制で行っている。2018年度の実績は延べ57人の利用となっている。

また、養護・その他相談の多さについては、虐待まではいかないけれども保護者が精神面に課題を抱えていたり、育てづらさを訴えているケースを拾えるようになっており、虐待ではないが養護相談と判断したケースが多いとのことであった。

次に虐待相談件数を虐待種別で表にすると以下のようなになる。

図表Ⅲ - 3 - 3. 児童虐待相談件数（虐待種別）

	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	総数
2018年度	88	36	21	0	145
2017年度	133	51	39	2	225
2016年度	107	26	14	0	147

（ヒアリング当日配布資料「平成30年度児童相談の状況について」から筆者作成）

虐待種別に見ると、心理的虐待が最も多く、6割を超えている。そのためか、虐待者別では、実父が過半数を超えており、2018年度では57.2%となっている。なお、相談経路別では児童相談所が最も多く、2018年度に44.1%に上る。次に多い相談経路が市関係部署で17.9%、そして学校・教育委員会等と保育所・認定こども園がそれぞれ10.3%で続いていた。（以上、ヒアリング当日配布資料「平成30年度児童相談の状況について」から）

ヒアリングでの説明によると、児童相談所が受けた虐待相談は基本的に市でも受理して一緒に動いているということだった。そのため、心理的虐待が多く、児童相談所が相談経路である事例が多いものと思われる。この点は千歳市の大きな特徴であり、後で触れる。

2017年度の虐待件数増は、学校からの通告が増えたことも背景にあるとのことであった。千歳市では、管内の関係機関はほとんどの場合、市に連絡をするようになっており、市が積極的に対応しようとしていることと、市に対して関係機関が信頼を寄せていることのあらわれであろう。

（4）千歳市の子ども家庭相談体制

1）千歳市における子ども家庭相談体制整備の経緯

千歳市では、1985年に保健福祉部内に家庭児童相談室が設置された。同室に配置された家庭児童相談員（非常勤職員）の人数は相談件数増に従って徐々に増員され、2012年には家庭児童相談員3名及び室長、児童相談係長、主査の6人体制となった。

2005年9月に、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）が設置されている。2016年10月、子育て世代包括支援センターが設置され、「ちとせ版ネウボラ」の取り組みが開始された。主担当課は母子保健課である。2017年4月に市の組織改正が行われ、保健福祉部からこども福祉部が分かれた。そして家庭児童相談室はこども家庭課の児童相談係として位置づけられることになった。人員も従来の職員に加え、元児童相談所長が専門官（非常勤職員）として迎えられて7人体制となった。同年には、子ども家庭総合支援拠点が設置され、子ども家庭課がその中核機関として位置づけられた。こども家庭課はまた、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会（以下、協議会）の調整機関でもある。

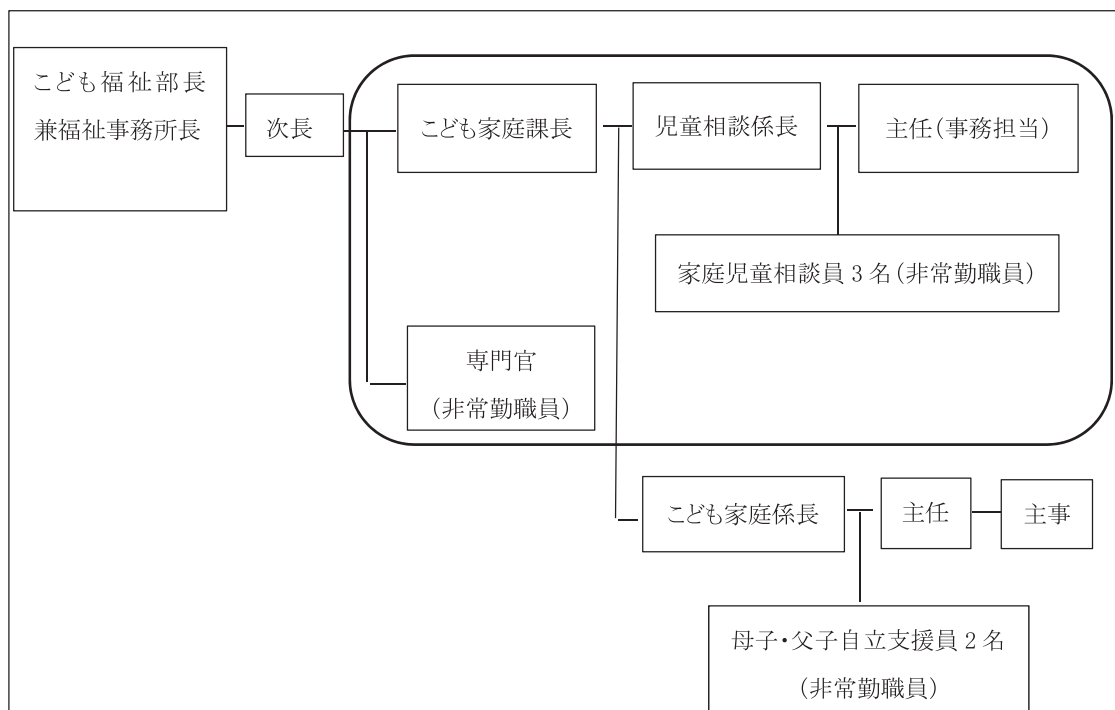
2018年12月には「千歳市児童虐待対応マニュアル」が作成されている。作成に当たっては協議会の実務者会議で意見を集約しながら進められた。内容としては、虐待に気づくポイントが虐待種別ごとに詳細に記載されていたり、関係機関の対応のポイントも詳細に記されている。保育園や学校で職

員室に掲示できるように、わかりやすくワンシートでまとめられた「ポイントと対応」が添付されており参考になるものと思われる。ポイントも実務に合ったもので、対応の目安として活用しやすい内容になっている。

マニュアルを作成しても使われなければ意味がないという発想から、作成後には研修を実施したとのことであった。研修は、ミニ講座の形で時間帯を変えながら4回にわたり行われた。市民病院でのミニ講座や校長会・教頭会での説明も実施したとのことであった。マニュアルが有効に活用されるように、こうして周知する取り組みを合わせて実施されたことは注目すべきであろう。

2) 千歳市子ども家庭総合支援拠点の体制

千歳市子ども家庭課の構成を以下に示す。



図表Ⅲ - 3 - 4. 千歳市子ども家庭課の構成（内が家庭児童相談室）（当日配布資料を基に筆者作成）

図表Ⅲ -3-4. に示したように、家庭児童相談室に7名の職員が配置されている。このうち、課長と主任は行政職（社会福祉主事）であり、児童相談係長と家庭児童相談員のうちの2名が保育士、家庭児童相談員1名が社会福祉士・精神保健福祉士資格所有者である。また専門官は元児童相談所長で児童福祉司任用資格保持者である。このように千歳市は、子ども家庭総合支援拠点小規模B型の最低配置人員をもともと満たしていた。なお、児童相談係が協議会調整機関業務を行っている。

家庭児童相談員の保有資格や経験に応じて、保護者が精神疾患を有する場合には精神保健福祉士資格を持つ相談員が対応したり、子どもの様子をきめ細かく把握する必要がある場合には、発達相談の経験がある保育士が担当するなどの工夫をしているとのことであった。家庭訪問や面接等は基本的に

2名体制で実施している。現在の家庭児童相談員は継続勤務年数が長い方であるが、家庭児童相談員を募集して確保することが難しい状況であると述べられた。

3) 児童相談所との連携関係

千歳市でのインタビューを通じて、児童相談所との関係に特徴があると感じさせられた。まず、児童相談所が受けた虐待相談について、市に連絡があればすべて受理しているとのことであった。そして一緒に動くということベースにしているとのことだった。

お話によると、児童相談所が受けたケースであっても、千歳市民であるということから、千歳市の方で関係機関に電話を入れ、安全確認もしている。「児相はうちに「虐待通告がありました」という連絡をくれれば、うちは関係機関に全部電話を入れて、安否確認をして児相に返す。「こんな状況ですよ」「こんな子どもですよ」「こんな保護者ですよ」ということについては全部調査してお返すことにしている。」とのことをお話を聴き、その積極的な対応に驚かされた。「幼稚園とか保育園は児相から電話となるとちょっとびっくりしたりもするので、普段から付き合っている市の方がいいと思う」というお話であった。

さらに、「ケースによっては一緒に動く。一緒に家庭訪問するとか、学校とか行くのであれば、一緒に直接同行するというふうにやっています。」というお話があり、市と児童相談所とが連携協働した理想的な取り組みが行われていると感じさせられた。しかし、この取り組みは10数年前から千歳市では行われていたとのことである。児童相談所に任せるだけではなく、「市が直接行って話を聴くことで、実際に何が起きていたのかということが良くわかる」とも述べられた。児童相談所児童福祉司の面接への同行件数は、2018年度で150回とのことだった。

また、市が持っている専門性を使ったり、関係機関に対して市として対応できる面があり、「一緒に行くことのメリットはかなりある」と述べられた。市の子どもについては市で対応しようとする強い問題意識が感じられ、また市が持っている専門性を効果的に活用して支援を行おうとする姿勢がよく表れていると思われる。児童相談所との協働という点では進んだ取り組みであるだろう。一緒に動いているので、児童相談所からの送致や指導依頼件数はない。

同行は、児童相談所が主担当のケースであっても児童相談所からオーダーがあればほぼ受けて対応しているとのことだったが、一時保護をする場面や一時保護の説明をする場面には同行しないことが多いと説明された。「後で市に対応が移ることを考えると、そこには入らないほうが良いと思う」と述べられた。

なお、児童相談所の巡回相談が2018年度で16回実施されている。これは療育手帳の判定が主であるが、この新規受理の手続きを市が担っているとのことであった。市が相談を受けて調査をし、児童相談所に送致する形をとっている。また手帳を渡すのも市であり、手帳の更新時期を市が把握していて、事前に連絡を取ったり巡回相談に入れていたと説明があった。珍しい取り組みであると感じる。

以上のような連携関係から、児童相談所とのやり取りは毎日行われているとのことだった。また、児童相談所と市との間でのケース担当区分のルールのようなものは特になく、リスクが高い場合は児童相談所の対応となるため、協議をするとのことだった。市が独自で対応している間に、児童相談所

の方に情報提供をしておくこともあると述べられた。

4) 子ども家庭総合支援拠点設置の評価と今後の課題

子ども家庭総合支援拠点となったことで、組織として大きく変わったところはないと述べられた。実際に拠点の配置人員は、その前から満たしていた。同じ人員体制のまま移行できたが、仮に人員増を図らなければならなかったとしたら財政的には厳しいかもしれないという意見が述べられた。子ども家庭総合支援拠点だからということではなく、「要対協を活性化させていって、職員の専門性をつけていけば良いのだろうと思う。」とも述べられた。

ただ、子ども家庭総合支援拠点のメリットとしては、財政的なメリットはあるとのことだった。補助金の対象になり、非常勤職員の人件費の半分に充てることができ、その部分でのメリットはあると思うとのことだった。

なお、現在の人員については、相談件数に対して足りないと述べられた。また、家庭児童相談員は経験年数が長い方が担っているが、その専門性をどうつなげていくかが課題だと述べられた。先述のように、募集には実際に人が集まらない現状であるとのこと。今後も家庭児童相談員を中心とした体制でよいのかという点も検討課題だと述べられた。

(5) 子育て世代包括支援センターとの関係

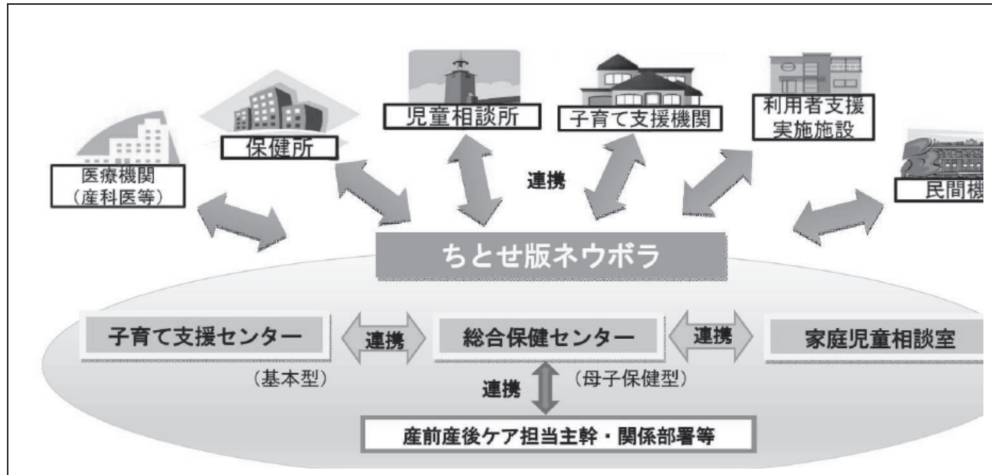
千歳市では「ちとせ版ネウボラ」が2016年10月から開始されている。『子育てするなら千歳市政策冊子(第11版)』(千歳市、2019年5月)によれば、「本市は、年間約6千人の市民が転出入するという地域特性があり、独立する子育て家庭や妊娠・出産に対する不安を抱える母親も多くいるため、妊娠中や子育て中に一人で悩まずに気軽に相談できる「ちとせ版ネウボラ」を導入し、「安心して妊娠・出産、子育てができるまちづくり」を進めます。」と記されている(同政策冊子8ページ)。

特徴は18歳までを対象として、妊娠初期から周産期までの「妊婦ネウボラ」と出産後から子育て期までの「子どもネウボラ」を行い、思春期を含む高校生までをサポートすることである。主管は保健福祉部母子保健課であり、子育て総合支援センター、家庭児童相談室、産前産後ケア担当主幹、子ども療育課等と連携して実施している(図表Ⅲ-3-5)。

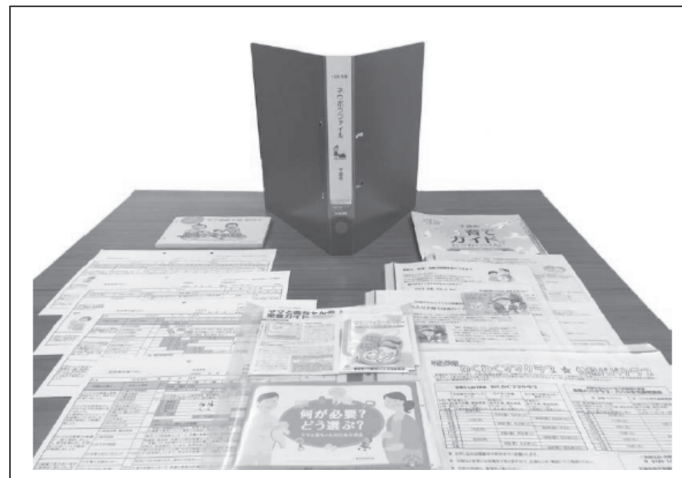
2016年10月からは妊産婦全員に対してネウボラファイルが配布されている(図表Ⅲ-3-6)。この中には、市長メッセージ、支援プラン(4種類)、妊婦一般健康診査受診票、母子健康手帳副読本、パパクラブ・ママクラブのリーフレット、妊娠・出産の知識、マタニティキーホルダー、マタニティパスポート、マタニティー食事レッスン、妊娠出産用品のご案内、プレママわくわくセミナーのリーフレット、歯の健康ブック、ママと赤ちゃんの栄養ガイド、ちとせ子育て特典カード、児童手当資料、子育てガイド&おでかけMAPなどが含まれている。

子ども家庭総合支援拠点との連携としては、月1回の個別ケア会議の開催が挙げられる。この会議は月1回定期開催されており、ここに児童相談係長と専門官が出席している。また、母子保健課の保健師と子ども家庭課の家庭児童相談員・専門官は月1回打ち合わせを行っている。ここでは、若年妊婦の情報共有や乳幼児健診で気になったケースの検討を行っている。これらの中で、協議会のケース

として挙げる必要があれば保健師と協議して協議会ケースとしているとのことだった。この会議は協議会の実務者会議として位置づけられている。



図表Ⅲ - 3 - 5. ちとせ版ネウボラ（千歳市ホームページ『ちとせ版ネウボラ』千歳市母子保健課 2017 年 1 月から）



図表Ⅲ - 3 - 6. 千歳市ネウボラファイル（出典：図表Ⅲ - 3 - 5. に同じ）

（6）千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）の運営状況

千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会（以下、協議会）は、2005 年 9 月に設置され、調整機関をこども家庭課が担っている。会議は三層構造になっており、会議開催数は図表Ⅲ - 3-7. のとおりである。

図表Ⅲ -3-7. 千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の会議開催状況

	2016年度	2017年度
代表者会議	1回	1回
実務者会議	19回	19回
個別ケース検討会議	83回	70回

(ヒアリング事前アンケートから筆者作成)

実務者会議は、未就学児部門と学齢児部門とに分かれている。未就学児部門は先述の保健師との月1回の会議がそれであり、計12回となる。また学齢児部門は、教育委員会と児童相談所と市とで2か月に1回開催されている。これに全体会議が1回加わって、年間開催数は計19回となる。全体会議は、マニュアル作成の際にその検討の場となったり、ケース検討や研修を行っているとのことであった。

進行管理では動きのあるケースをピックアップして検討している。児童相談所や教育委員会に把握しておいてほしいケースを取り上げているとの説明であった。

協議会の課題としては、関係機関の人事異動によってこども家庭課との関係性の継続が難しくなることがある。また、関係機関同士の連携も課題だと述べられた。機関同士の横のつながりで、気軽に話ができるようになると良いと思うとのことであった。

(7) 千歳市の機関連携事業や子育て支援サービス

ヒアリングの中で、千歳市のユニークで多様な機関連携事業や子育て支援サービスを聴くことができた。以下にいくつかを紹介したい。

1) おや？おや？安心サポートシステム

2013年度から開始した事業。保育園・認定こども園と連携し、「経過観察票」(36項目のチェックリスト)を基に全園児の養育状況をチェックし、必要な子どもについてケース検討会議を開催する。7月と12月にチェックをして、心配があるが園で支援方針がなかなか見つからないケースなどについてケース検討会議を実施。園で抱え込まないようにしている。虐待の未然防止になるシステムと言えよう。

2018年度にケース検討会議対象児童は15人であった。この会議を協議会の個別ケース検討会議に位置づけている。園のスタッフ、千歳保健所の保健師、母子保健課の保健師、児童相談係長と家庭児童相談員が参加して情報共有し、支援内容を検討している。園が関係機関に支えられることで安心できるというメリットと共に、どのような状況の場合に連絡をもらえばよいのかを伝えられる機会になっていると説明があった。

もともと北海道が考案したシステムで、北海道千歳保健所から声かけがあって始めたとのことであった。

2) 養育支援ヘルパー派遣

2015年度から実施。要支援家庭に無料でヘルパーを派遣。3か月間、週2回までで、1回2時間まで。3か月派遣して改善が見られない場合、期間延長がある。訪問介護事業所に委託しており、事前に関係者で会議を開き利用の適切性を検討する。この会議も協議会の個別ケース検討会議に位置づけている。

しかし、ヘルパーが少なく、利用が少ないとのことだった。高齢者や障がい者の方の単価が高いため、需要はあるがヘルパーがいないことが理由であると説明があった。

3) 子育てスキルアップ講座

2015年度から実施。怒鳴ったり叩いたりしない子育て方法を学ぶペアレントトレーニング講座（旧CSPの手法による講座）。市民協働事業として年12回、及び月1回で6回コースの連続講座を3クール実施。また、子育て支援機関関係者向け研修講座を実施。市民協働事業と連続講座は児童相談係長と家庭児童相談員がファシリテーターをしており、研修講座は外部講師を呼んでいる。

この他に、前出の子育てカウンセリング事業も実施している。

(8) 千歳市の取り組みの特徴と課題

1) 千歳市の取り組みの特徴

①子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭総合支援拠点を2017年に北海道で最も早く設置している。もともと家庭児童相談室の人員配置体制は整備されており、無理なく拠点に移行できた。ちょうど同じ時期に元児童相談所長が非常勤職員として配置されており、そのことも相まって活動が活発に展開されていると感じた。設置された年には、関係機関からの通告が増えて、虐待対応件数が増加している。

相談体制としては、保育士資格の係長と非常勤職員である家庭児童相談員が実質的に担っている。家庭児童相談員は長期の経験を有する職員であり、専門性が高いようであった。相談体制が充実しており、児童相談所長経験者である専門官を含めて専門性の高い組織を維持できているところに特徴があった。

②「ちとせ版ネウボラ」との連携

「ちとせ版ネウボラ」として幅広い取り組みが母子保健課を主管課として展開されている。母子保健課の保健師と家庭児童相談室とは隣り合わせの建物に立地しており、人口規模からもよく顔を合わせて協働できる関係にある。その保健師と家庭児童相談室との定期協議が月1回開催されており、これが協議会の実務者会議として位置づけられている。ケースに関する情報を共有して、支援を検討する仕組みが良く整備されていると感じられた。

③マニュアルの作成と研修

関係機関向けに「千歳市児童虐待対応マニュアル」が丁寧に作成されている。また、作成しただけで終わりにせず、関係機関が活用しやすいように数回に分けた研修を実施している。関係機関が取り組みやすいように、また家庭児童相談室に連絡しやすいように、意識的な取り組みがな

されていると感じられた。

④多様な子育て支援事業の実施

自衛隊を中心とした転勤が多いことにより、子育て家庭の転出入が多く、地域とのかかわりが乏しい家庭が多いという千歳市の地域事情に対して、子育て支援事業が多様に展開されていた。特に、保育園・認定こども園との連携システムである「おや？おや？安心サポートシステム」は、保育の場における気になるケースを見逃がさず、保育園における支援を支える取り組みとして注目されるものであった。子育てカウンセリング事業や子育てスキルアップ事業なども充実しており、子育ての行き詰まりを幅広く拾って支援につなげることができていると感じられた。

⑤児童相談所と一緒に動く取り組み

児童相談所から連絡があったケースは全て市で受理し、市が調査をするとともに、訪問等では児童相談所に同行して対応していた。この取り組みが徹底しており、市の子どもは市が責任をもって支援するという強い問題意識が感じられた。児童相談所と一緒に動くことでのメリットも的確にとらえられており、市が関与することでの支援の広がりが認識されていると思われた。その積極的な取り組みに注目させられた。

2) 千歳市の課題

ヒアリングの中であげられた項目は、まずは人の確保であった。家庭児童相談員の今後のリクルートを考えた場合、募集に人がなかなか集まらないことが課題とされた。また、人材の育成という点でも、市レベルだけではなく、児相レベルで市町村職員の育成を図っていくなど、研修の充実が必要と考えたと話された。

非常勤の家庭児童相談員を中心とする人員体制は、今後は常勤の専門職による組織にしていくなど、変革を図っていくことも検討課題であろう。ただ、小規模自治体で専門職を採用することには困難も多い。そのため、子ども家庭総合支援拠点に移行しにくい自治体が多いと思われる。人員確保が難しいのは千歳市だけの問題ではない。市町村における職員採用のあり方や組織の組み方について、各地域での取り組みを参考にしながら今後のあり方を検討することが必要であろう。

次にヒアリングであげられた課題は、一般市民に対する啓発であった。関係機関だけではなく市民に向けた啓発物の作成を検討しているとのことであった。市全体として子どもの虐待に関心を高めてもらうことを考えているとのことであり、地域での子育て支援を進める上でも大切な観点であろう。

さらに課題として挙げられたのは、協議会の中でケース検討やロールプレイ研修を行ってほしいという要望が多いという点であった。その対応として、協議会の個別ケース検討会議のロールプレイ研修を企画しているとお話があった。具体的な事例を通して、関係機関同士が相互認識を高め合える場として重要な取り組みであろう。

(9) おわりに

千歳市は住民の移動が多いことに特徴があり、比較的若い年齢層の住民が多い自治体であった。その特性もあってか、子育て支援施策が充実していると感じられた。支援施策のネーミングも含めて、

市職員の創意工夫が豊富になされていると思われた。市の家庭児童相談室の取り組みとしては児童相談所と一緒に動く取り組みに特徴があった。市として子どもの福祉に責任を持つという高い意識が感じられた。

最後に、市町村だからできる支援として専門官は以下のように語られた。「市は、保護者や子どもたちに実際、距離が一番近いじゃないですか。児相なら月1回の面接しかできなくても、市町村だったらもっと多くできるとか、困ったらすぐ行けるとか、それはやっぱり、近くにいる、寄り添えるという市町村の強みじゃないかなって思います。」

千歳市の積極的な取り組みに大いに感銘を受けるヒアリングであった。お忙しい中をインタビューに応じてくださった千歳市の皆様に感謝申し上げたい。

(文責 川松亮)

4. 東京都調布市の取り組み（中規模型）

（1）はじめに

2019年9月12日、調査メンバー2名で調布市子ども家庭支援センター「すこやか」を訪問し、ヒアリング調査をさせていただいた。当日のヒアリングでは、調布市子ども家庭支援センター「すこやか」の施設長、虐待防止センター長、相談事業担当主任の3名の方と、調布市子ども政策課の2名の方（課長、主任）とご協力いただいた。調布市をヒアリング調査対象として選定したのは、子ども家庭総合支援拠点としての機能が社会福祉事業団に委託されているという点に注目したためである。当日は、そのことが、実際の業務運営や機関連携などに、どのように特徴的に反映されているかについても説明をいただいた。

（2）子育てを取り巻く地域社会状況と相談事例の特徴

1) 調布市の概要

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、新宿副都心へ15kmの距離にある。市の東は世田谷区、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は狛江市および多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接している。市の面積は21.58平方キロメートルで、東京都全体の約1パーセントに当たる。市の中央部には、東西に走る京王線と、国道20号線（甲州街道）、中央自動車道があり、これを中心として市街地を形成している。

地形は、武蔵野台地の南部の位置にあり、北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川など豊かな自然に恵まれている。調布市は、武蔵野の歴史と数々の史跡を持つ文化都市として、また、電気通信大学をはじめ、桐朋学園、白百合女子大学、東京慈恵会医科大学が立地する学園都市でもある。

市の総人口は231,229人、児童人口は35,302人（2019年4月 現在）。市の人口は、少しずつではあるが右肩上がりに増えている。これは、子育て世代の転入等の社会像によるところが大きい。児童人口の増加という状況もあって、保育園の待機児童問題などへの対応が迫られている。保育所について、年々新たに開設している状況で、現在は認可園69か所、認可外12か所となっている。今後も子育て世代の転入が多く見込まれており、子育て環境については、今ある既存のものをうまく活用しながら、新しいものも整備していくというような対策を取っているということであった。

2) 子ども家庭支援センター「すこやか」の特徴

調布市からの委託を受けた形で、子ども家庭支援センター「すこやか」が運営されている。平日だけではなく、土曜日、日曜日にも基本的には利用できるようになっている。

相談事業の他に、預かり事業（ショートステイ・トワイライトステイ等）、地域開放事業や交流事業などと密に連携しながら展開している。施設は延べ面積が約1,500平米あり、広々とした空間の中で親子が過ごせている。駅に近く、商業施設が併設している関係で、駐車場や駐輪場の利用も可能ということで、市内各所からのアクセスがしやすいということもあり、施設に来館し利用した人数が

年間約 10 万人に及ぶということであった。

また、役所のように固い雰囲気ではなく、市民にとっては相談しやすい雰囲気であり、軽微な問題でも相談から支援につながりやすいのではないかという説明もあった。

3) 相談事例の特徴

子ども家庭支援センター「すこやか」で対応した相談件数は 1,769 件で、その大半 (1,384 件) が児童虐待相談を含む養護相談で占められている。児童相談所に入った通告についても、区市町村ごとに住民基本台帳の照会とか、かかわりの有無、状況などについての照会が来るため、一旦は「すこやか」で受理をしている。そのために、通告の件数が増えている状況がある。通告を受けた場合、初期調査にかなり時間をかけている。泣き声による通告も含めて、初期調査の作業量が多いので、通常の養護相談と比べると虐待対応の調査にかかる労力はとても大きいとのことであった。軽微な養護相談事例であっても、できれば丁寧に時間かけてやっていかなければいけないと思うが、マンパワーの不足する中で虐待対応に追われてしまっている実情についても説明を受けた。

図表Ⅲ - 4 - 1. 2018 年度 相談状況

種別	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談				その他の相談
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	
件数	459	925	107	27	2	84	18	0	139	8

(ヒアリング事前アンケートから筆者作成)

虐待相談の経年変化では増加傾向にあるが、2017 年度だけは減少している。近隣の市でも同様の傾向があるが、減少した要因は明らかではないとのことであった。

児童相談所への送致件数は少ない。これは、痣や傷があるような身体的虐待や性的虐待については送致するが、それ以外の事例では、児童相談所に一緒に動いてもらったうえで協議し、主担当を移すというやり方をしているためとのことであった。

図表Ⅲ - 4 - 2. 児童虐待対応の状況

	虐待対応件数	内訳				児童相談所への援助依頼	児童相談所への送致
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待		
2016 年度	375	152	87	132	4	15	9
2017 年度	297	146	54	96	1	9	3

(2017 年度 児童相談所からの指導委託件数、送致件数共に 0 件)

「すこやか」館内のワンフロアにさまざまな事業が同居しているという特徴から、各事業の中で拾い上げられたニーズが集約された形で相談としてあがってきているとのことであった。相談事例の特徴として、次のような点を拾い上げ、説明していただいた。

乳幼児期の相談が約 65%と比較的多くの割合を占めている。乳幼児期では、授乳や離乳食のこと、しつけ方や発達についての相談等が多い。学齢期では学習の課題や、高学年ではゲーム依存やインターネット依存、さらには家庭内暴力の相談等も増加してくる傾向にある。問題の背景に夫婦間の不和とか、親自身が発達の課題を抱えている相談もみられる。

「発達障害」ではないかとの相談が持ち込まれてくることも多い。相談を継続していく中で、育ててきた親自身の歴史の中で背負ってきた課題が大きいことがわかってくる。

また、調布市では特別支援教育に力を入れていて、地域でも発達障害に関する教育が進んでいる。そういった中で、市民の意識が高く、自分の子が発達障害ではないかと相談に結びつきやすくなっているのではないかと思う。

(3) 相談体制構築の経緯

1994年の東京都児童福祉審議会で、「地域における子ども家庭支援システムの構築とその推進に向けて」という意見具申を行い、それに伴って、1996年を初年とする調布市基本計画と地域福祉計画が策定された。その中で、子ども子育て家庭の支援を柱として、子ども家庭支援センターなどを設置するという方向性が示された。

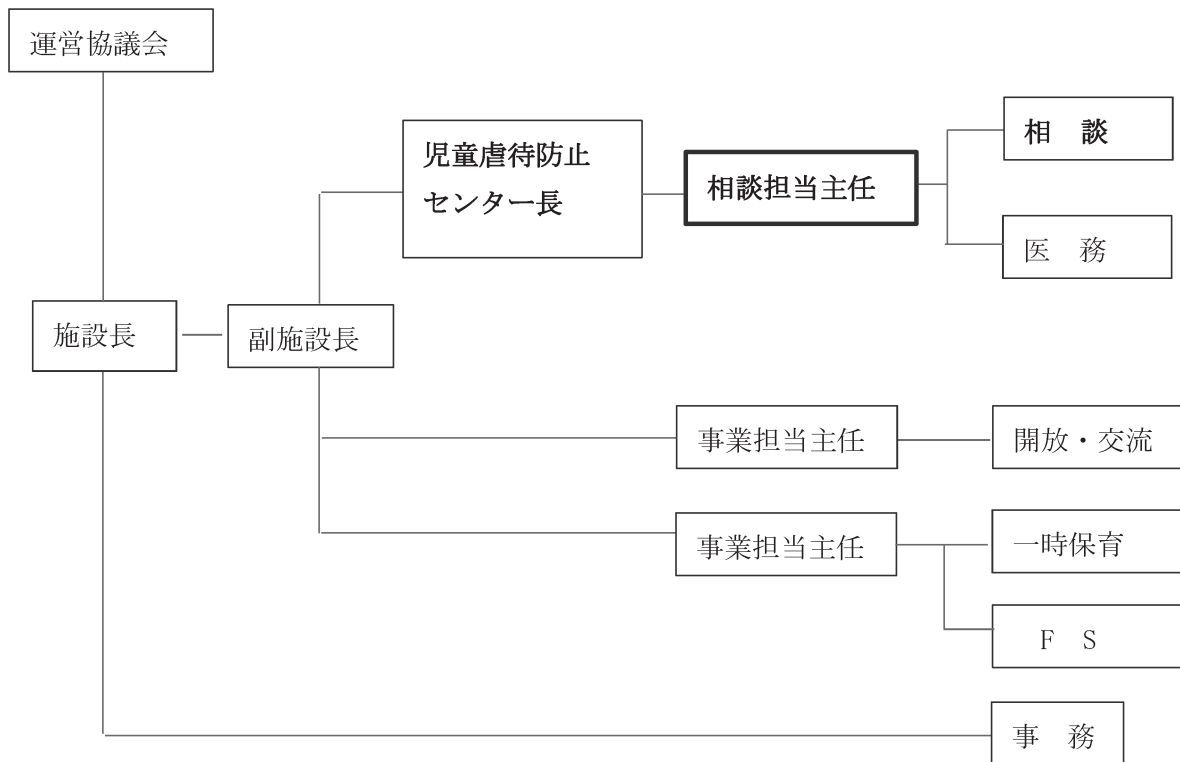
1997年から、センター機能の一つである「子ども家庭総合相談センター」を調布市が開設し、そこで相談やショートステイ、交流事業などが実施されていた。

その後、調布市子ども家庭支援推進懇談会の報告書や、市民からの意見や要望を取りまとめて、2001年の4月に子ども家庭支援センター「すこやか」が開設された。調布市が設置をしているが、運営は社会福祉事業団が委託を受けて行っている。東京都の26市の中では、委託されているのは調布と狛江の2市だけとなっている。子ども家庭支援センター「すこやか」の設置とともに相談事業が開始され、2004年には児童虐待防止センターという機能を併せ持ち、児童虐待の通告対応等も行っている。

(4) 児童相談と母子保健の協働による支援体制

1) 組織編制

子ども家庭支援センター「すこやか」の中で、支援拠点としての役割を負っているのは、児童虐待防止センター・相談担当主任・相談担当のラインであり、他の事業担当部署と密接に連携しながら相談・支援業務にあたっている。(図表Ⅲ-4-3.)



図表Ⅲ - 4 - 3. 調布市子ども家庭支援センターすこやか組織図

2) 職員配置と育成

①相談部署の職員体制

支援拠点として位置づけられている相談部署の職員は全体で16人（常勤7、非常勤9）が支援員として配置されている。支援員の種別は、子ども家庭支援員として6人（内 非常勤1）、虐待対応専門員として7人（内 非常勤5）、心理担当支援員として3人（非常勤）となっている。いずれも社会福祉職や保健師、心理職等の専門職の配置となっており、その内訳は図表Ⅲ - 4 - 4. に示す通りとなる。また職員16人の中で、児童福祉司任用資格保持者は8人（常勤4人、非常勤4人）いる。支援員の経験年数は、心理職を除くと平均で2年～3年と短い。最も経験年数の長い職員でも6年であり、職員育成が大きな課題となっているとのことであった。

図表Ⅲ - 4 - 4. 調布市子ども家庭センター相談部署の職員体制

	常勤	非常勤
社会福祉職	5人	5人
保健師	2人	1人
心理職	0人	3人
計	7人	9人

②職員育成

前述したとおり、職員の経験年数が短いということもあり、人材の確保・育成については大きな課題となっているとのことであった。人材の確保については、社会福祉事業団のネットワークや様々な媒体を用いての募集を行っているが、それでも人材確保に苦勞しているとのことであった。職員の経験の蓄積が乏しい状況の中で育成していかなければいけない状況がある。外部の専門家（精神科医）に来てもらってスーパーバイズを受ける機会が年3回ほどあり、それ以外にも随時メールなどでの相談を行っている。

（5）子育て世代包括支援センターとの関係

調布市の子育て世代包括支援センターの役割は、市の保健センターと「すこやか」とが協働することで実施されている。「すこやか」では、例えば母子健康手帳の交付や妊産婦との面接（ゆりかご面接）などを実施し、保健センターと連携しながら、支援が必要な事例を早期に発見しサービスを提供することを目標にしている。「すこやか」と保健センターとは組織が異なるだけではなく、設置場所も離れているため、連携の難しい面もあるが、それぞれの特徴や強みを活かしながら支援を実施できるという利点もある。

子ども家庭総合支援拠点との連携という点では、虐待事例での協議や情報共有、家庭訪問の同行などを行っている。2016年「すこやか」と保健センターとが協働する形で妊婦の全数面接も始めている。特定妊婦については、早期に互いの情報を共有して、妊娠期から出産後までの切れ目のない支援を行っている。

（6）児童相談所との連携

東京都多摩児童相談所が調布市・多摩市・府中市・稲城市の4市を管轄している。都内の他の児童相談所と比べて管轄している自治体が少なく、小規模というところもあって、連携・協働は円滑に行われているということであった。

児童相談所から市に送致するにあたっての研修が実施されているが、講義だけではなく、児童相談所として実際に対応している現場に同行し、指導や支援のつなげ方等を、実地研修という形式で受けてきている。指導委託については、現時点で具体的な話は出てきてはいない。事務的な手続きは増えるが、実際にはすでにこれまでも、家庭復帰のタイミングに合わせて、「すこやか」と児相間の連携の中でかかわるということはやってきているため、今後も混乱はないと思うとのことだった。

（7）要保護児童対策地域協議会の運営状況

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっている。この中で、代表者会議と実務者会議については調布市が調整機関を担っている。個別ケース検討会議については「すこやか」が調整機関の役割を担っている。

1) 代表者会議

代表者会議は年2回開催され、各機関の代表者が参加している。保護者対応で苦勞しながら、通告

までには至らずに抱え込んでしまっている例も散見され、そういった場合にも臨場感を持って考えてもらえるように、「すこやか」から具体的な事例を毎回、2～3ケース紹介している。参加している機関の管理職との連携をしっかりと築き上げ、情報発信や相談がしやすいような運営に留意しているとのことであった。

2) 実務者会議

実務者会議は年3～4回実施。各機関の状況報告や台帳管理ケースの進行管理状況の報告、研修などを実施している。2017年度に警察との協定を結び、2018年度から警察署も参加するようになって、連携を強化している段階とのことであった。

3) 個別ケース検討会議

「すこやか」が調整機関として会議を主催している。2017年度は196回開催している。毎回参加するのは調整機関のみで、それ以外の機関は必要に応じて参加している。

4) 進行管理

進行管理会議は、児童相談所と「すこやか」との2機関で実施している。前回の進行管理会議以降に終結しているケースを含めて、500～600ケースぐらいを検討している。台帳でまず主担当と継続状況を一通り確認し、その後に困難ケースの検討を行っている。

5) その他の会議

子ども家庭支援センター間の情報共有のための連絡会議が、東京都全体の会議として年1回開催されている。それとは別に、ブロック別の会議が開催されている。調布市は、近隣の府中市・三鷹市・小金井市・武蔵野市・狛江市等と一緒にブロックに入っており、そこで児童相談所の逆送致や指導委託の話とか、抱えている課題や取り組んでいる内容についての情報交換をしている。

6) 関係機関連携の協働のための工夫や課題

関係機関連携のために、顔が見える関係性ということを重視しているとのこと。初めてかかわる機関や施設には挨拶に向いて、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭支援センターについての説明を丁寧に行っている。課題として挙げるとすれば、医療機関との連携。特に精神科や民間の医療機関との連携では、十分に理解が得られにくい状況がある。情報共有の必要性などについてもできる限り説明しているが、理解を得ることが難しいと感じることがあるとのことだった。

(8) 今後に向けたあり方

1) 現在の課題

①人材の確保と育成の課題

人材の確保に難しさを感じているとのこと。相談事業を円滑に進めるためには、現場で長く経

験を蓄積してほしいが、ある程度の経験を積んだところで、他に人材が流出してしまい、また新人の育成を最初からやり直さなければならないといった状況がある。

東京都の特別区を初めとして、周辺自治体でも多くの人材を必要としているといった状況が背景にあるので、人材の確保と育成には有効な手立てが見出しにくく、大きな課題となっているとのことであった。

②情報共有の課題

「すこやか」は調布市からの委託事業として運営されているため、調布市の保有する個人情報が必要な場合に、手続きに時間がかかってしまう。例えば児童相談所や警察などから住民基本台帳の照会があるが、「すこやか」では住民基本台帳の情報は把握できていないので、照会があったら調布市に依頼をして情報を確認してもらい、そのうえで紹介元に回答をするというような時間のかかる作業になってしまっている。

③事業運営上の課題

「すこやか」は調布市からの委託料で運営されているが、予算配分上の制約がある。土曜日・日曜日も開館しているとか、預かり事業の関係で夜10時まで開いているので、そのための人員確保も必要になる。また、事業を運営していく中では一人一人の利用児の特性に十分な配慮が必要になる。例えば預かり事業では、重篤な食物アレルギーの児童もいるので特段の配慮が必要になる。

2) 今後の展望・ビジョン

現在、子ども子育て支援事業計画、「調布っすこやかプラン」を策定中で、その前段階として昨年(2017年度)にニーズ調査を実施しているが、その中でも子育て環境の整備に関するニーズの高さが把握されている。子どもの人口が増えている中で、子育て環境の整備をしていく必要性についての認識は調布市全体で共有されている。養育環境の課題や子どもの育ちの課題などを視野に入れての、さらに幅広い事業展開が必要と認識されている。児童虐待対応では、通報先としての「すこやか」についての認識が十分ではないため、通報先の周知を含めた虐待問題の啓発を強化していくことが必要と考えているとのことであった。

3) 事業团委託だからこそできる支援

社会資源の組み合わせによる子育て支援が展開しやすいのではないかと。他機関連携という意味でも、教育・医療・保健・福祉などのネットワークの活用ができるのは、地域に身近な子ども家庭支援センターのような機関なのではないかと考えている。また、周産期から18歳までの成長を、地域においては切れ目なく見守り、継続的に支援ができるのも身近な機関なのではないかと考えている。

事業团委託されていることでの利点としては、事業展開が柔軟にできやすいことと小回りが利きやすいこと。土曜日、日曜日でもオープン(第3土曜日・日曜日のみ休館)しているので対応できる事業

の幅が広がる。経理や人事などの事務手続きも効率的に行われている。事業団全体の中での人事交流もあり、多くの専門職を人材として抱えることができているなどといった点も利点として挙げられるのではないかとのことであった。

(9) 調布市のとりくみのまとめ（感想を含む）

調布市は、子ども家庭支援センターを事業団委託しているという点が大きな特徴となっている。事業団委託であるが故に、市役所の関係部署との情報共有などでの制約はあるが、それ以上に、事業団であることの特性を活かした多様な事業を柔軟に展開できているように思われる。利用者（児）としても、非常にアクセスしやすく、利用しようとした場合の敷居も低い。地域に広く開かれているだけでなく、そこで利用できる事業のメニューも、子育て世代のニーズに沿ったものとなっている。館内はとても広く、設備も整っていて利用しやすい。こういったことから、来館者数が年間10万人を超える利用状況となっている。

児童虐待の通告機関という意味での認知度はあまり高くないとのことであったが、一旦相談につながれば、そこから多様な支援メニューの活用も可能になるといった強みもある。

人材の確保・育成については、職員の平均経験年数が2年～3年と少ないことから苦勞がうかがえる。それでも、相談部署（子ども家庭総合支援拠点）の職員16人をすべて専門職配置できているという点では充実しているともいえるのではないかと思える。

（文責 小出太美夫）

5. 岡山県倉敷市の取り組み（大規模型）

（1）はじめに

倉敷市へのヒアリングは2019年10月29日に倉敷市役所内で実施した。結婚式も執り行われるほどの古いが由緒ある建物が市役所であった。文化的な観光地の市役所であると感嘆しつつ、ヒアリング調査を行った。インタビューに応じてくださったのは子ども相談センターの課長と主幹の方であった。安部計彦と加藤曜子がインタビューを行った。

（2）子育てを取り巻く地域社会状況と相談事例の特徴

1) 自治体の概要

倉敷市の人口 48万1844人。児童人口 81384人 （平成31年3月時点）



図表Ⅲ-5-1. 倉敷市の図（出典 City/kurasiki/okayama）

倉敷市は1967年に、倉敷、児島、玉島の旧3市が合併し、新倉敷市が成り立つが、その後も村を編入し、2002年に中核市へ移行。その後2005年には浅口郡船穂町、真備町が編入されている。支所が各地に配置され、中心を倉敷市の本庁が担う。

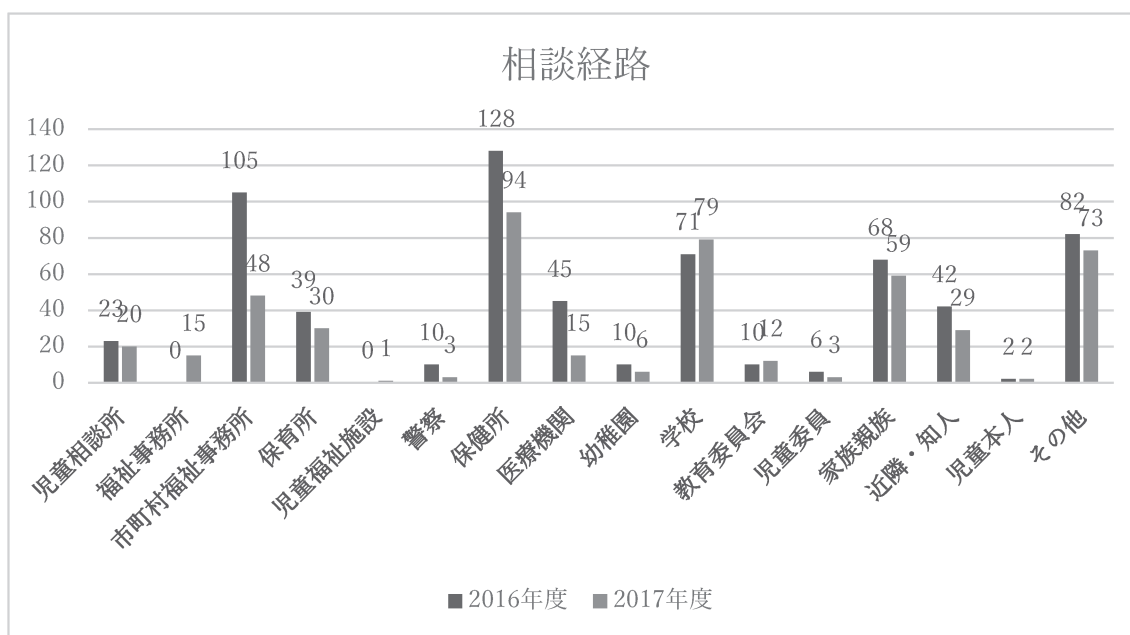
事前アンケートへの回答によると、「工業地帯などの産業があることや、地方都市の中に位置する中核市ということもあり、周囲の市区町村からの転入者が多いのが特徴である」。また、「地域に根差した家庭と、新しく転入してきた家庭が混在しているため、地方でありながら、地域とのつながりが希薄な家庭も多い。相談内容としては、ネグレクトが8割を占めており、生活習慣や家庭の文化の影響が大きいものが多く、変化を望むことが難しい事例が多い」との記載があった。

インタビューでのお話では、「市全体はわからないが、要保護児童対策地域協議会に登録している事例の20%が生活保護家庭で、ひとり親家庭は42%である。倉敷の旧市街のほうがひとり親家庭の数が他地域に比べると多く、生活保護受給も3割を超えている」とのことであった。

2) 相談事例の特徴

①相談経路

2017年度の相談経路をみると保健所がもっとも多く、ついで学校、その他となる。



図表Ⅲ - 5 - 2. 相談経路別件数（事前アンケートより作成）

②相談種別

子ども関連相談種別をみると、「養護相談」が全体としては86%を占め、うち「その他相談」は全体の54.2%を占めている。

図表Ⅲ - 5 - 3. 相談内容別件数（事前アンケートより作成）

		2016年度	2017年度
養護相談	児童虐待相談	275	153
	その他の相談	349	297
	保健相談	1	1
障害相談	肢体不自由相談	1	0
	言語発達相談	0	1
非行相談	ぐはん等相談	0	2
	不登校相談	3	7
育成相談	しつけ相談	0	5
	その他の相談	18	31

③虐待相談件数の状況

虐待対応件数は、2016年度に比べると2017年度で減少しているがその以前を通してみると、

毎年 200 件程度であり、少し減少したものの、ほぼ横ばいである（対応件数の資料を担当者から提示いただき説明をうけた）。

図表Ⅲ - 5 - 4. 児童虐待相談種別件数（事前アンケートより作成）

	2016 年度		2017 年度	
虐待対応件数	275	100%	153	100%
身体的虐待	22	8.0%	26	17.0%
ネグレクト	241	87.6%	120	78.4%
心理的虐待	12	4.4%	7	4.6%
性的虐待	0	0.0%	0	0

図表Ⅲ - 5 - 5. 児童相談所との援助依頼、送致、指導委託など

	児童相談所への 援助依頼件数	児童相談所への 送致件数	児童相談所から の指導委託件数	児童相談所から の送致件数
2016 年度	2	0	—	—
2017 年度	0	0	0	0

岡山県は現在のところ、基本的には児童相談所から市町村への送致をしておらず、協議をすることで解決している。

（3）倉敷市の相談体制

1）相談体制構築の経緯

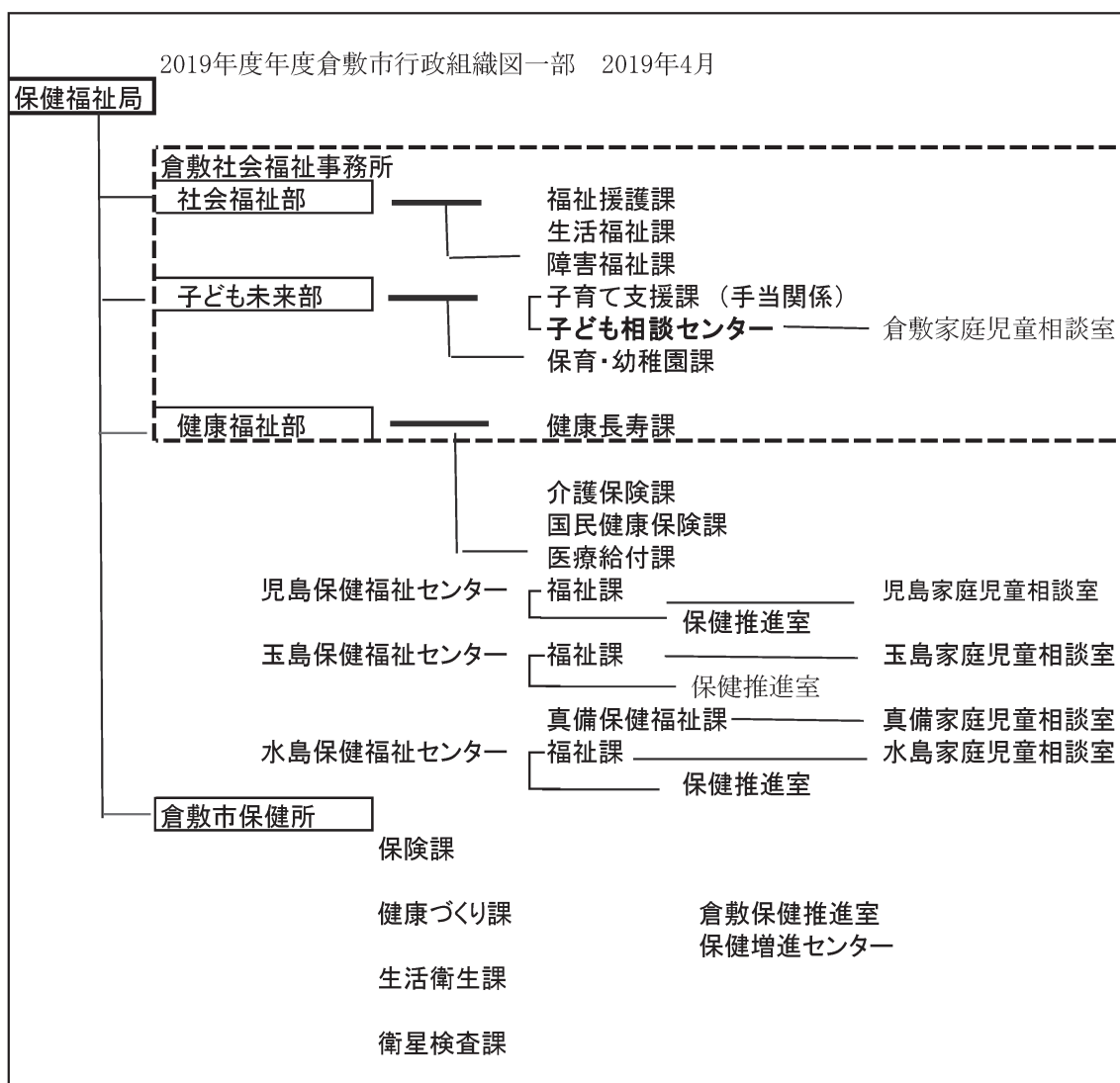
児童福祉法、児童虐待防止法の改正に沿って、市の児童相談体制も変化している。倉敷市は 2003 年度に倉敷市児童虐待防止ネットワーク協議会を立ち上げた。2004 年児童福祉法改正による市相談の法定化とともに、2005 年度から子育て支援課内での虐待相談対応窓口が設置された。2008 年度には前記のネットワーク協議会から倉敷市要保護児童対策地域協議会となった。2009 年度には、児童相談所からの移行として見守り事業を開始し、市の事例としてみていくこととなった。2010 年度には、子育て支援課から倉敷市子ども相談センターに改組され、新たに子ども未来部を新設し、子ども相談の一元化を図ることになった。2016 年の児童福祉法改正により、子ども相談センターを「子ども家庭総合支援拠点」として発足させ、市役所の 2 階に位置している。

子ども相談センターの対象は、当初、要保護児童対策地域協議会調整機関として、要保護児童、要支援児童など児童虐待関連の相談が中心であったが、2016 年に子ども家庭総合支援拠点として子ども相談センターが発足し、倉敷市に住む 0～18 歳までのすべての子どもの家庭に寄り添い、子どもの育ちを考えることを基本としたことから、相談の広がりを見せている。

2) 家庭児童相談員の役割

子ども相談センター組織図（図表Ⅲ-5-8.）に示すように、倉敷家庭児童相談室の担当者は1人で、子育て相談を担当し、虐待相談は受けないということになっている（市役所1階にある）。不登校相談などの相談を受けている。よって家庭児童相談員が行っている相談は子ども相談センターの子ども家庭相談の統計には入っていない。

児島、玉島、水島支所の家庭児童相談室は虐待対応をしているが、倉敷本庁においては、子育て支援課に通告窓口が作られたことから、家庭児童相談室との関係が整理されていない状態となっているとのお話であった（図表Ⅲ-5-8.参照）。



図表Ⅲ-5-6. 倉敷市保健福祉局の行政図（倉敷市提出資料に基づき作成）

(4) 子ども家庭総合支援拠点の整備状況

1) 組織編制

子ども家庭総合支援拠点（以下、拠点）設置は、2018年4月で、名称は、子ども相談センターであ

る。配置人員は以下の表のとおりである。

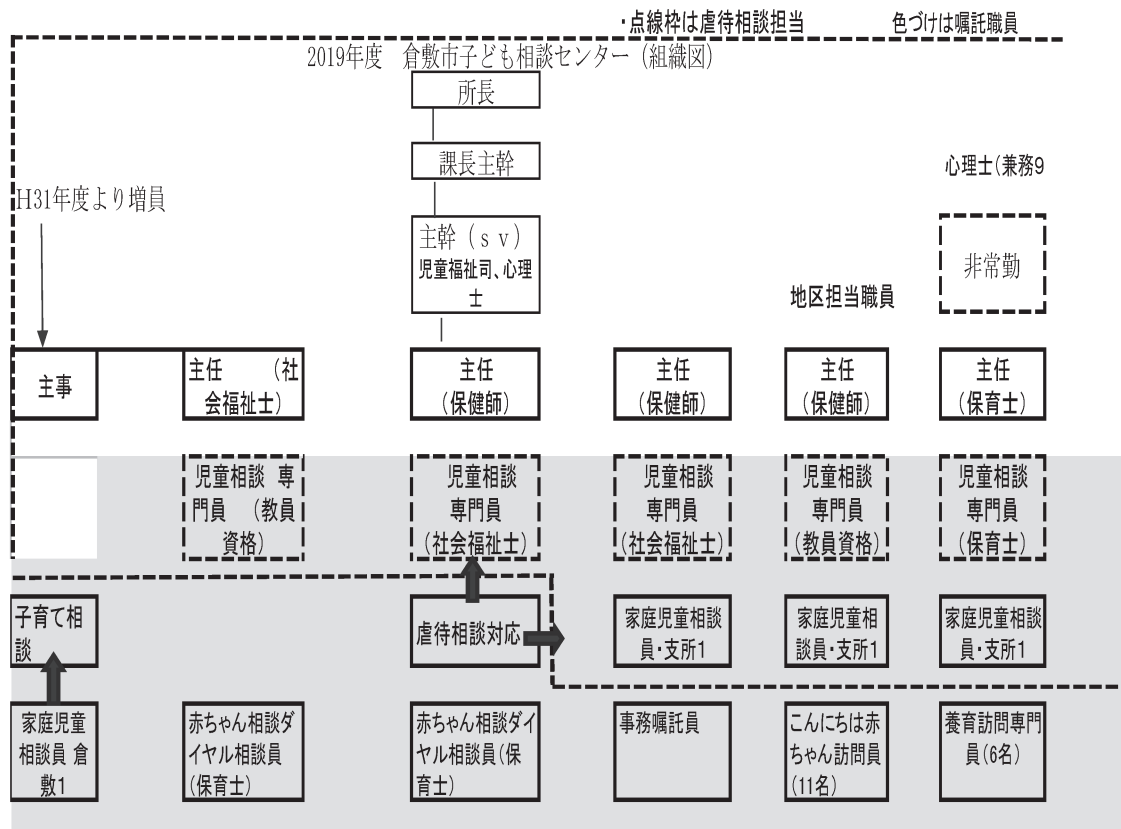
拠点の心理担当支援員（心理職）の役割には、発達支援ニーズがある事例への対応や、保護者へ子どもとの関わりを助言したり、MCGを実施等がある。

図表Ⅲ - 5 - 7. 子ども家庭総合支援拠点の配置人数（事前アンケートへの回答より）

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	児童福祉司資格保持者数(内)
大規模型	常勤 5人	常勤 2人	常勤2人 非常勤6人	常勤3人 非常勤2人

子ども相談センター事業として、以下の事業を実施している。

- ・虐待防止事業、養育支援訪問事業（乳幼児全戸訪問、養育支援訪問、産褥期ヘルパー）
専門の相談員（保育士、看護師 11名）が担当する。情報共有がしやすい。
- ・赤ちゃん相談ダイヤル（2名専門職員、こんにちは赤ちゃんなどの相談も入っているので増加している）、すくすく相談電話（24時間 夜は宿直及び子ども相談センター職員が携帯を持っている。子育て世代包括支援センターでも相談が実施されているので減少している）
- ・すくすく育児ヘルパー派遣（無料）
- ・子ども電話相談事業（こどもあいカード配布）。カードは小学校1年で渡している。相談対象は小学校1年～6年までである。子ども自らが連絡できるようにする。
- ・家庭児童相談事業
- ・子育て支援短期利用事業（ショートステイ）
- ・助産施設入所事業



図表Ⅲ - 5 - 8. 倉敷市子ども相談センター組織図（ヒアリング時の倉敷市提出資料より作図）

2) 子ども家庭総合支援拠点設置の利点

18歳までのすべての子どもの相談を受けることで、相談役割が強化されることになった点が利点にある。

拠点設置以前は要保護児童対策地域協議会の調整の役割が大きく、相談機能が弱かったが、拠点ができるとして予算が認められたため、相談を強化するようになった。また、相談室も設置できた。

工夫点としては、地区ごとに、主任と児童相談専門員の2人チームで動いている点である。主任がケースワークをし、児童相談専門員が調査をし、補助的な役割をする。両者は情報を共有している。主任は3年ごとの転勤がある。児童相談専門員は長く務めており、中には9年目のベテラン相談員がおり短期主任を補う役割をとる（9時から5時の非常勤職員）。全体の流れのスーパービジョンは主幹が担う。

相談内容については、「今回の子ども家庭総合支援拠点になることで、相談機能が強化され、従来は虐待として対応するべきかを悩んでいた場合もあったが、すべての相談に応じることで、かえって少し負担が減った感じがする」とインタビューでは語られた。

3) 人材確保・育成の工夫と課題

人材確保の課題は、正規職員の人事異動のサイクルが短いことである。また嘱託職員が定着しにくいところもある。継続支援のためには「長期的な配置サイクルが必要となる」と述べられた。

4) 児童相談所との連携、協働の状況

市の相談受理会議には児童相談所長が出席する。「連携の強化につながる」とした児童相談所の思いが背景にあった」とインタビューで語られた。児童相談所の援助方針会議には市のスタッフが情報共有という形で、2名参加している。市にとっては児童相談所のソーシャルワークの状況を学ぶ利点がある。

5) 運営上の課題

進行管理台帳については、いずれシステムを導入する必要がある。子ども家庭総合支援拠点事業を進める上ではさらに児童相談専門員の人員確保が必要である。

6) 特筆すべき取り組み

乳幼児も子ども家庭総合支援拠点の対象なので、妊娠からつなげた体制づくりができています。2012年10月から、「すくすく育児ヘルパー事業」を発足させ、無償で1年間利用できる仕組みを作っている。ネグレクトなどの家庭に半年は週2回で残りの半年は週1回で派遣する。効果は、孤立防止となっている。社会福祉事業団や民間団体への委託によるヘルパー派遣により、現在約10人の利用がある。事業の結果、親が人を頼ったり、信じていることができる関係性を築けており、結果として自立支援ヘルパーにつなげることができている。

(5) 子育て世代包括支援センターとの関係

1) 倉敷市の体制

倉敷市では、子育て世代包括支援センターは、保健所にあり「妊婦子育て相談センターすくすく」として機能する。母子保健とは別に、子育て世代包括支援センターとして活動し、妊婦面接を1時間半かけて丁寧に行っている。母子健康手帳の発行の際、すべての親への面接を子育て世代包括支援センター（妊婦子育て相談センターすくすく）が実施している。

2) 子ども相談センターとの連携協働上の工夫点や課題

子ども相談センターに保健師がいるため、子育て世代包括支援センターとの連携は取れている。特定妊婦は、地区保健師から子ども相談センターへあがってくる（通告扱い）。

(6) 要保護児童対策地域協議会の運営状況

1) 調整機関の体制

子ども家庭総合支援拠点における業務として位置付けている。子ども相談センターが相談業務とともに、調整機関を兼ねている。

図表Ⅲ - 5 - 9. 調整機関職種別人員配置数（2019年4月）

					2017年度	
	常勤職員	非常勤職員	計	%	常勤	非常勤
行政職	1	0	1	6.7%	0	0
福祉職	1	2	3	20.0%	1	2
心理職	2	0	2	13.3%	2	0
保健師・助産師・看護師	4	0	4	26.7%	0	0
保育士	1	1	2	13.3%	0	0
教員	0	3	3	20.0%	0	0
その他	0	0	0	0.0%	0	0
計	9	6	15	100.0%	3	2

総計15名で、うち常勤が6割を占める。また職種別では、保健師等が26.7%、ついで福祉職、教育が2割を占める。また児童福祉司任用資格保持者については全体で5名、うち常勤が6割を占める。主にケースワークを担うのは保健師であり、保健部門とのパイプができるためスタッフを1名増員した。なお、福祉職は社会福祉士であり、倉敷市では行政職として社会福祉士を採用しており主に生活保護を担当する。

2) 各層会議の工夫と課題

要保護児童対策地域協議会（以下、協議会）の会議構成は3層構造である。

図表Ⅲ - 5 - 10. 要保護児童対策地域協議会の開催回数（事前アンケートより作成）

	2016年度	2017年度
代表者会議	5	5
実務者会議	22	23
個別ケース検討会議	130	92

①代表者会議

地区代表者会議5カ所ごとに、それぞれ年1回実施している。

②実務者会議

実務者会議は、進行管理会議と全体会議で構成される。

2018年度から進行管理会議に検討児童の在籍する小学校教諭に参加いただき、意見交換を行った。その結果、小学校の児童虐待対応への理解を得ることにつながる事がわかった。見守り依頼としては連絡票を作成しているため、シンプルで回収率が高まってきている。見守る対象児については、電話などの連絡をスムーズにおこなえるよう工夫している。

a) 進行管理会議

2018年度の実務者会議の回数は2017年度に比べると増えている。現在管理しているケース950件中500件を、幼稚園、小中学校、特別支援学校（高等部）に見守りをお願いしている。倉敷市を倉敷A、倉敷B、水島、児島、玉島・真備の5地域に分け、それぞれの地域を小学校区ごとに5区（倉敷2か所、水島、児島）か、4区（玉島・真備）に分けて、開催する。児童相談所、子ども相談センター、保健師、障害福祉課、生活保護担当、保育所、幼稚園、教育委員会指導課、小学校校長（事例がある場合）が参加し、支援方針を立てる。小学校が入ることで、現場の声を聴くことができ、子ども相談センターの動きについて小学校に理解を得る機会となる。そのため、年間スケジュール表を関係機関に渡している。平成31年度進行管理会議予定表によると、5月開始で、翌年2月まで計48回開催する。一つの地域について年2回開催しており、一人の子どものケースを年2回検討することになる。教育委員会とも連携が取れているため、毎月1回の報告がメールで来る。

ケース進行管理はすべての事例について、調査票を作成し、調査結果にもとづいたアセスメントを記入し、支援方針の再検討を行っている。担当課で詳細に検討を行い、状況の報告と承認を得る。事前会議（内部だけの会議）は時間をかけて行う。例えば50件協議した中から10件を取り出し、進行管理会議で提出し1回1時間半から2時間協議をする。

b) 全体会議

庁内連携としては、実務者会議の「全体会議」として、年3回実施し、主に研修を行っている。なお、「全体会議」の1回目は管理職対象である。

③個別ケース検討会議

今年度は上半期ですでに50回の個別ケース検討会議を実施している。そのため、研修は、学校や保健その他多職種で実施するのが重要であると捉えている。

3) 関係機関連携・協働のための取り組みの工夫や困っている点

全体会議の研修とは異なり、連携を深めるために年1回の研修をしている。保育所、幼稚園、学校、療育関係者など250名対象に虐待対応に必要な知識について周知するためである。また子ども相談センターのメンバーを対象に、小分けにした連絡会なども立ち上げ、関係機関との連携を高める機会を持っている。今年は、病院の先生を招き、病院の体制及び、今後の連携を協議した。参加は子ども相談センターのメンバーと保健師である。今後、障害福祉課と情報共有をする予定である。各機関には、通告を含めた出前講座を実施し今年度すでに10カ所を超えている。子ども相談センターの相談活動を関係機関にも、市民にも理解してもらうためにパンフレットを作成している。協議会の連携強化については、直接かかわっていない人には理解されない。協議会のしくみがわかっていない人もいるため、今後、かかわった場合に理解をしてもらうことの工夫をしている。

(7) 子ども家庭支援についての工夫

見守り依頼事業については、連絡票の様式を改定し、記入を簡単にできるように工夫した結果、回収率が上がっている。児童のけがや何か変化が生じた場合には、ただちに電話で知らせてもらうようにしている。通告表、進行管理調査票の様式も改定した。

今後は子ども家庭支援について倉敷市子ども相談センターのパンフレットを作成し、市民啓発に努める。

(8) 今後の在り方について

1) 自治体が抱えている子ども家庭相談支援の課題

①事業の基準人員について

子ども家庭総合支援拠点の基準人員ではとても足りないということである。常時という縛りが補助金を得るうえでは困難となっている。1地区担当ケースが160～200ケースあるので負担が重い。

②データ管理について

データ管理のシステム導入が必要である。

③母子保健との業務整理について

母子保健と相談電話の窓口が重なる場合もあるので、調整整理したい。

④相談室について

相談する人も増えつつあり、ついでに仕切っていた相談からようやく相談室が1つ設けられたが、足りないので、相談室を確保したい。心理士も配置しているので、安心して相談できる場所が必要である。

⑤家庭相児童相談室の相談件数について

倉敷市役所の家庭児童相談室での相談が統計に反映されていないため、今後検討したい。

2) 今後の展望

切れ目のない支援により隙間を作らないことが求められる。児童相談所にはできないことで地域を守るのが市にできる業務である。また地域の社会資源をつなぎ、地道に開拓していけるのは市町村しかできない。それらの取り組みを通じて、子どもへの支援をしていきたいと希望している。

感想

子ども家庭総合支援拠点として、職員一丸となって、活動をされている様子が伺えた。

拠点事業開始以後、いろいろな改変がなされており、特に相談業務を充実させたいという思いが伝わってきた。

2018年度からは、実務者会議で述べたように小学校が参加する進行管理会議を開催することで連携協働を促進していく工夫がなされていた。

特に、子ども相談センターの独自事業として、2018年度から発足したヘルパー派遣（すくすく育児

ヘルパー) 事業は印象的であった。ネグレクト家庭など、支援が必要となる家庭に、1年に限り、半年は週2回、半年は週一回、無料でヘルパー派遣を行う。この事業は、母の孤立防止にもなり、1年間を通すことで信頼関係が生み出されること、いったん育児ヘルパーを終了しても、その後異なる社会資源を利用してみようとの動機づけを与えることができるなど、一定の効果をあげることができる」と説明された。市だからこそ創設できた社会資源であると思われた。

倉敷市では、家庭児童相談室の成り立ちが他市とは異なるために、子ども相談センターとは別事業となり、家庭児童相談室の相談が統計に反映されていないことに課題があると思われる。今後の検討を期待したい。

豪雨被害から復興の努力をされている時期にお訪ねし、時間をいただくことができた。お忙しい中でヒアリングに応じていただいたことに感謝申し上げたい。

(文責 加藤曜子)

IV. 考察

1. はじめに

今年度のヒアリングは、昨年度に引き続き5自治体を選定して実施した。ヒアリングの目的は、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下、拠点）を設置することで相談体制を充実させている自治体について、その経緯や工夫点及び課題を聴き取るとともに、子育て世代包括支援センター（以下、包括支援センター）との協働関係をどう構築しているかを調査することであった。そこで、厚生労働省が公表している、拠点設置自治体と包括支援センター設置自治体の一覧表を参考にして、人口規模と地域が偏在しないように配慮して、共同研究者との検討会で選定した。ただ、拠点を設置していないものの、特徴ある取り組みを行っている自治体を1自治体選定している。選定した自治体の人口規模は、拠点の小規模Aに当たる自治体が1、小規模Bにあたる自治体が2、中規模が1、大規模が1であった。

以下に、各自治体の特徴をまとめるとともに、拠点設置の意義や包括支援センターとの協働のあり方について、ヒアリングから得られた知見を整理して提示したい。

2. ヒアリング自治体に見られた特徴と課題

(1) 長崎県長与町（小規模A）

自治体としての相談支援体制強化を検討しているところに国による拠点の施策化が重なり、それを利用する形で早期の拠点設置を行っている。それにより、相談対応件数が増えたとされ、また人員体制増が可能となったとされている。職員の意識改革にもつながっている。

小規模自治体の特性を生かし、同じ母子保健係の中に拠点と包括支援センターが置かれていることが特徴である。保健師が活動の中心となっているが、そのため相対的に学齢期以降の対応が十分ではないという課題があった。

(2) 栃木県日光市（小規模B）

同市はヒアリング時点で拠点を設置していないが、2021年度に拠点を設置予定である。同市の取り組みの特徴は、行政と民間団体とが一体となった相談支援体制を構築していることである。行政だけの限界を打破するために開催された勉強会をきっかけにNPO団体が設立され、市から事業を委託する形で連携協働を蓄積してきた。市の相談窓口を官民が共同で運営し、相談対応も一体となって行っている。また、民間団体の融通性を生かした様々な支援を展開しており、隙間のない支援によって子どもと家族を地域で支えようとしているところに特徴がある。NPO団体の理事長が市の相談員のスーパーバイザーの役割も担っている。

(3) 北海道千歳市（小規模B）

若い子育て世代が多く、転出入が多い地域特性のため、子育て支援施策が充実している。もともと市の相談体制が早くから整備されてきていたため、拠点設置はスムーズであった。したがって、拠点になったことで大きな変化はないが、補助金を得て非常勤職員の人件費に充てることができるのはメ

リットだとされた。

同市では、児童相談所が受けた虐待相談についても市が受理して調査を実施している。また児童相談所との同行件数が多く、市として積極的に関与しようとする姿勢が特徴的であった。拠点と包括支援センターとの関係では、定例的な会議が行われており、これは要保護児童対策地域協議会の実務者会議に位置づけられていた。

(4) 東京都調布市（中規模）

同市では、子ども家庭支援センターを事業団に委託する形態で相談支援を構築してきた。拠点役割も同センターが担っている。同センターの立地は、駅前商業ビルの2階という広いスペースであり、市民からアクセスしやすい。来館者数の多さが特徴である。民間団体であることを活かした多様な支援メニューが柔軟に展開できる良さがある一方で、市役所内関係部署との情報共有での制約が課題となっていた。

(5) 岡山県倉敷市（大規模）

人口規模が大きいため、市内を5地区に分け、相談員は地区ごとに2人チームで対応する体制となっている。進行管理会議も5地区に分けて、それぞれおおむね月1回開催するという工夫を行っている。同市は子ども相談センターを拠点としているが、これとは別に家庭児童相談室も存在しており、両者の関係が整理されていない状態であった。また、心理士の役割設定が今後の課題であると考えられた。

3. 子ども家庭総合支援拠点設置の意義

従来から相談体制を充実させてきていた自治体では、子ども家庭総合支援拠点（以下、拠点）となることのハードルは低かったと考えられる。千歳市でのヒアリングで聴かれたように、こうした自治体にとっては拠点になることで大きく変わることはなく、市民向けに拠点設置を広報してはいないようである。一方で、補助金を得て非常勤職員の配置に充てることができる点はメリットとして示された。また長与町のヒアリングで聴かれたように、もともと整備を進めていた自治体にとっては、拠点の制度化に合わせる形で動きが進められた。こうした自治体にとっては、拠点の制度化により時期を得た動きにつながったと考えられる。一方で、これから体制を整備する自治体にとっては、拠点の制度化が自治体の取り組み充実の起爆剤になるものと考えられる。

いずれにせよそれぞれの自治体において、自らの子ども家庭相談支援の取り組みを進めるために何が必要なのかを考え、自治体の事情に合った仕組みを創り出していくことが必要である。地域の特性を踏まえ、支援体制の重点の置き方を工夫していくことが求められるだろう。日光市や調布市が民間団体に事業委託をし、官民の協働で取り組みを展開していたのもその一つの表れと考えられる。また、倉敷市では市内を地区割して担当者を配置し、要保護児童対策地域協議会（以下、協議会）の進行管理会議を地区別に開催していた。拠点だけで支援が進むわけではなく、協議会をいかに活性化し、実効性のある機関協働を構築していくかが問われている。

以上のような他の自治体の取り組みを参考としながら、各自治体がそれぞれの子ども家庭福祉シス

テムを計画的に整備し、その過程で拠点の制度を活用したオリジナルな支援体制を構築していくことが求められていると言えよう。自治体職員のアイデアや創意工夫がその原動力となるものであり、あわせて首長の理解を得てその積極的な姿勢を引き出していくことが必要となろう。

4. 子ども家庭総合支援拠点の課題

昨年度のヒアリングと同様、多くの自治体で示された課題が専門人材の確保の難しさであった。地方では、専門人材の応募を得にくく、現職員が退職したあとの補充の見通しをつけにくい。こうした人材をどのようにリクルートするかは大きな課題である。また、非常勤職員が多いために任期があることも課題となる。そのために任期を特例的に延長したり、再度雇用するなどの工夫をすることで、長期に継続して勤務できるようにしている自治体が見られた。

心理士の業務内容の整理についても課題であると思われる。心理士の確保も小規模自治体では困難を抱えるが、大規模自治体においても配置した心理職をどのように生かすのかについて、検討が求められていた。アセスメントに心理士の視点を反映させたり、通所支援やグループ活動などの心理士の特性を生かしたプログラムを導入していくことなどが、市区町村の支援力を高めることにつながっていくと考える。

また、拠点の人員配置では必要な人員が足りないというコメントが複数の自治体で聴かれた。相談対応件数が増加しており、一人当たりの持ちケース数は多くなっている。ゆとりのある相談対応を実現するためには、人員配置のさらなる増員を検討する必要がある。この点では、国による人員配置へのさらなる財政的支援が必要であると考えられる。

5. 子育て世代包括支援センターとの連携協働

小規模自治体では、同じ部署の中に、拠点と包括支援センターとを設置することが可能となる。こうした場合、相互の連携協働はとりやすくなる。ただ、主体を担う職員が保健師中心となった場合に、学齢児以降の支援が手薄になることも想定される。小規模自治体での専門職員としては保健師が中心にならざるを得ない面があることも背景にある。

専門職員を雇用しにくい小規模自治体での拠点設置においては、今後は児童家庭支援センターへの事業委託など、専門性を有する機関との連携協働が進められることも考えられる。このような自治体で包括支援センターとの連携協働をどう構築していくのかも課題となろう。

中規模以上の自治体では、同じ部署に拠点と包括支援センターを設置することはなかなか現実的ではない。そうした自治体では、相互の情報共有や連絡体制の構築、協議の場の設定の仕方などが課題となろう。自治体によっては、庁舎を共有したり、隣接させることで連絡が密にできる場合があるだろうが、そうではない場合、連絡体制や協議の場の設定を丁寧に検討していく必要がある。包括支援センターの側に社会福祉職が配置されることで、両者をつなぐ役割を強化したり、定期的な連絡会議により事例検討を実施すること、あるいは情報共有システムを効果的に構築するなど、両者の密接な関係を設計することが求められている。いずれにせよ拠点の設置を検討するのに合わせて、包括支援センターとの協働関係を構築していくことが必要であろう。

6. 民間団体との連携協働

今年度のヒアリング対象自治体の内、2自治体で民間団体への委託が行われていた。そのことにより、支援の幅が広がり、きめ細かく融通が利く取り組みが可能となっていた。支援メニューの豊富さは、民間団体の良さであろう。また民間団体に長期に関わっている専門人材を活かすことで、自治体の専門性の強化にもつながっていた。また、住民にとっての敷居の低さも民間団体の良さであり、支援につながりやすいという利点がある。一方で情報連携の点では、整理すべき課題があると思われる。

行政のみでは支援に限界があるため、民間団体との連携協働は積極的に追及すべきであると考え。こうした民間団体を地域で育てていくことも自治体としての課題となろう。また、民間団体の財政的な運営には厳しいものがある。自治体からの積極的な財政的支援が欠かせない。

7. おわりに

2年間にわたって、市区町村の取り組みのヒアリング調査を行ってきた。いずれも職員の熱意を感じさせられる聞き取りであり、それぞれの条件の中で様々な工夫をして取り組まれている姿に感銘を受けることとなった。市区町村の取り組みはまだまだ生成過程にあり、他の自治体の取り組みを参考に、それぞれの市区町村の取り組みが充実していくことを期待したい。ヒアリング自治体においても、今後さらに工夫を重ねて発展をしていかれることが予想された。

本研究会メンバーは引き続き市区町村の取り組みの発展に寄与したいと願っており、そのために今後も市区町村の取り組みに注目していきたいと考える。

最後に、お忙しい中をヒアリングに快く応じてくださった各自治体の皆様に心より感謝申し上げます。

(文責 川松亮)

V. 資料

1. ヒアリングガイド

ヒアリングでお聴きしたい内容

1. 貴自治体における子育て環境と相談事例の特徴を教えてください。(生活保護率やひとり親家庭の比率などがわかると幸いです。)
2. 貴自治体の現在の相談体制構築の経緯を教えてください。
3. 貴自治体の子ども家庭総合支援拠点整備状況について伺います。
 - ①組織編成上の工夫点はどんなことですか。
 - ②子ども家庭総合支援拠点設置の利点や利用者から見てよくなった点は何ですか。
 - ③人材確保・育成の工夫と課題を教えてください。
 - ④児童相談所との連携・協働の状況はどうなっていますか。(事例担当区分の考え方や児童相談所からの送致や指導委託の実情を含みます。)
 - ⑤子ども家庭総合支援拠点運営上の課題を教えてください。
4. 子育て世代包括支援センターとの関係について伺います。
 - ①子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターは一体ですか、それとも別組織として連携していますか。
 - ②同センターと連携・協働する上での工夫点と課題を教えてください。
5. 要保護児童対策地域協議会の運営状況について伺います。
 - ①各種会議運営上の工夫と課題を教えてください。
 - ②関係機関連携・協働のために工夫している取り組みや困っている点や課題があれば教えてください。
6. 平成28年の児童福祉法改正における市区町村に関する内容の受け止めについて、お考えがありましたらお聴かせください。
7. 今後に向けたあり方について伺います。
 - ①貴自治体が現在抱えている子ども家庭相談支援の課題について教えてください。
 - ②今後の展望やビジョンについてお話しいただける範囲で教えてください。
 - ③市区町村だからこそできる支援とは何とされますか。

2. ヒアリング事前アンケート

子どもの虹情報研修センター

令和1年度 課題研究「市区町村における子ども家庭相談実践事例に関する調査研究」

事前アンケート

自治体名： _____

1 貴自治体について

(1) 貴自治体の基本情報について、2019年4月1日現在でご回答ください。

なお、2019年4月1日現在の数値がわからない場合には、基準日欄に年月日をご記入ください。

		基準日
人口	人	年 月現在
世帯数	世帯	年 月現在
出生数 (H29年度)		人
児童人口	人	年 月現在
面積		km ²
管轄の児童 相談所		

				基準日
保育所数	認可園	カ所	その他	カ所
認定こども園数			カ所	
幼稚園数	公立	園	私立	園
小学校数	公立	校	私立	校
中学校数	公立	校	私立	校
高等学校数	公立	校	私立	校
児童館数			カ所	
学童保育数			カ所	

(2) 貴自治体の子ども家庭相談に関する統計についておたずねします。

※お手数ですが、最終ページの一覧表にご記入ください

(3) 貴自治体の虐待相談に関する統計についておたずねします。

平成 28 年度 虐待対応件数	内訳				児童相談所 への援助依 頼件数	児童相談所 長への送致 件数		
	身体的 虐待	ネグレ クト	心理的 虐待	性的虐 待			件	件
平成 29 年度 虐待対応件数	内訳				児童相談所 への援助依 頼件数	児童相談所 長への送致 件数	児童相談所 からの指導 委託件数	児童相談所 からの送致 件数
件	身体的 虐待	ネグレ クト	心理的 虐待	性的虐 待				

(4) 貴自治体の子育て環境の特徴や相談傾向の特徴を教えてください。

2 子ども家庭総合支援拠点について

(1) 貴自治体は、子ども家庭総合支援拠点を設置していますか。○をつけてください。

はい
.
いいえ
(2) へお進みください ←
↓
↓
[3] へお進みください

(2) 国の補助金を受けていますか。

はい
.
いいえ
(3) へお進みください ←
↓
↓
(2) -1. へお進みください

(2) -1. 「いいえ」と回答した自治体にお尋ねします。補助金を申請していない理由をお聞かせください。

(3) 子ども家庭総合支援拠点の設置年月はいつですか。

_____ 年 _____ 月

(4) 貴自治体の子ども家庭総合支援拠点の規模、および配置人数を教えてください。

①該当する規模の左欄に○印をつけ、②支援員の種類別、常勤・非常勤別に該当する人数をご記入ください。また、児童福祉司任用資格保持者数を教えてください。

	規模	子ども家庭支援員		心理担当支援員		虐待対応専門員		児童福祉司任用資格保持者数	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	小規模型	人	人	人	人	人	人	人	人
	小規模 A 型	人	人	人	人	人	人	人	人
	小規模 B 型	人	人	人	人	人	人	人	人
	小規模 C 型	人	人	人	人	人	人	人	人
	中規模型	人	人	人	人	人	人	人	人
	大規模型	人	人	人	人	人	人	人	人

↑この欄に○印をご記入ください。

- (5) 組織図をご記入ください。(既存の図を添付してください。もしお持ちでない場合には、お手数ですがご記入ください。また、事前送付いただく資料に掲載されている場合は不要です。)

【組織図】

3 要保護児童対策地域協議会について

- (1) 貴自治体の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の調整機関は、子ども家庭総合支援拠点を兼ねていますか。

はい ・ いいえ

- (1) -1. 「いいえ」の場合、要対協の調整機関を担う、担当課の名称を教えてください。

- (2) 調整機関職員の、職種ごとの職員数について教えてください。

所属職員	常勤職員	非常勤職員	計	児童福祉司任用資格保持者 (内数)	
				常勤	非常勤
行政職	人	人	人	人	人
福祉職	人	人	人	人	人
心理職	人	人	人	人	人
保健師・助産師・ 看護師	人	人	人	人	人
保育士	人	人	人	人	人
教員	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人

(3) 貴自治体における要保護児童対策地域協議会の設置年月日と年間の会議回数を教えてください。

① 設置年月日

_____年 _____月 _____日

② 各種協議会の開催状況を教えてください。

	平成 28 年度	平成 29 年度
代表者会議	回	回
実務者会議	回	回
個別ケース検討会議	回	回

③ ケースの進行管理会議は、どのようにおこなっていますか。

4 子ども家庭支援の実施について

(1) 子ども家庭支援を行っていく上で、工夫している点を教えてください。

(2) 子ども家庭支援を行っていく上で苦勞している点、課題などを教えてください。

<別紙>

1 貴自治体について

(2) 貴自治体の子ども家庭相談に関する統計についておたずねします。

以下の統計分類表に、過去2年間の相談件数を経路別、相談種別別、処理別にご記入ください。なお、「福祉行政報告例」で報告された数字そのままをご記入ください。

相談経路		H29	H30	相談種別		H29	H30	処理		H29	H30
都道府県	児童相談所			養護相談	児童虐待相談			面接指導	助言指導		
	福祉事務所				その他の相談				継続指導		
	保健センター			保健相談					他機関あつせん		
	その他			障害相談	肢体不自由相談			児童相談所送致			
市町村	福祉事務所				視聴覚障害相談			知的障害者福祉司 社会福祉主事指導			
	保健センター				言語発達等相談			助産又は母子保護の実施に係る都道府県知事への報告			
	その他				重症心身障害相談			その他			
児童福祉施設・ 指定医療機関	保育所			非行相談	知的障害相談						
	児童福祉施設				自閉症等相談						
	指定医療機関			ぐ犯行為等相談							
認定こども園				触法行為等相談							
警察等				育成相談	性格行動相談						
保健所及び 医療機関	保健所				不登校相談						
	医療機関				適性相談						
学校等	幼稚園			育児・しつけ相談							
	学校			その他の相談							
	教育委員会等										
里親											
児童委員											
家族・親戚											
近隣・知人											
児童本人											
その他											

以上で終わりです。誠にありがとうございました。

子どもの虹情報研修センターが実施する
「平成 30 年度 市区町村における子ども家庭相談実践事例に関する調査研究」
にかかわる協力のお願い

平成 年 月 日
明星大学 川松 亮

日頃より、子どもの虹情報研修センターの運営にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、このたびは、当センターが実施する「市区町村における子ども家庭相談実践事例に関する調査研究」（平成 30～31 年度課題研究 研究代表者：川松亮）における市区町村ヒアリングについて、御多忙の中ご検討いただけるとのこと、誠にありがとうございます。研究の目的、ヒアリングの計画などの概略につきましては下記のとおりですので、何卒よろしくご検討をお願いいたします。

記

1. 研究実施の背景と目的

2016 年の児童福祉法改正により、市区町村の子ども家庭相談の役割が重要視されるようになり、そのための市区町村相談体制の強化が図られています。具体的には、市区町村への子ども家庭総合支援拠点の設置が促され、その配置基準も示されました。一方で、従来の市区町村子ども家庭相談体制は十分な人員配置がなされておらず、相談業務の遂行に課題を抱えている自治体も見られます。そこで、支援拠点の設置など、市区町村の相談体制を充実させている自治体をヒアリングして、その経緯や工夫点、及び課題を整理することで、全国の市区町村の相談体制の充実強化に資することを目的としています。

2. 研究の方法

- (1) ヒアリング調査の候補地は、子ども家庭総合支援拠点を整備している、または子育て世代包括支援センターを設置している自治体から選定いたしました。
- (2) ヒアリング期間は、令和元年 8 月～11 月を予定しております。
- (3) ヒアリングは概ね 2 時間程度を希望しています。要保護児童対策地域協議会の調整担当者の方及び相談実務を担っている方にインタビューさせていただきたいと考えています。
- (4) 訪問者は、研究者（後述）のうち 2～3 名です。
- (5) ヒアリング内容は、別紙の通りです。なお、当日は半構造化インタビューの方法（事前に大まかな質問事項を決めておき、その項目を事前にお伝えした上で、当日はお答えによって自由なやりとりをする方法）により進めさせていただきたいと考えております。
- (6) ヒアリングを効率よく行うため、各自治体に事前アンケートをお願いしております。また、基本的な資料（貴自治体の組織図、事業概要等）があれば事前にご送付いただけますと幸甚です。なお、事前アンケートをデータ入力される場合は、フォーマットデータをお送りいたしますので、下記事務

局までご連絡ください。

(7) 音声及び逐語録データは、5年間子どもの虹情報研修センターにて保管いたします。

3. 研究者、および問い合わせ先について

この研究は、子ども虹情報研修センター課題研究（研究代表者・川松亮）として実施いたします。研究内容に関するご質問は、以下の連絡先までご連絡ください。

研究者： 明星大学人文学部 川松亮

住所 〒191-8506 東京都日野市程久保2-1-1

連絡先 email:akira.kawamatsu@meisei-u.ac.jp 電話番号:042-591-6653

【研究会メンバー】

研究代表者 川松 亮（明星大学）

分担研究者 安部計彦（西南学院大学）

加藤曜子（流通科学大学）

川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）

小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）

西岡弥生（子どもの虹情報研修センター）※

根岸 弓（子どもの虹情報研修センター）※ （※事務局）

4. 研究報告書について

ヒアリング結果については、自治体名を掲載して、子どもの虹情報研修センターの研究報告書としてまとめます。そのため、報告書原稿に関しましては、内容の確認及び必要な修正のために、事前に貴自治体にお示しして、ご意見をうかがう予定です。

研究報告書発行予定は2020年6月頃を予定しております。

ヒアリングの諾否「回答票」につきましては、月 日（ ）までに FAX または同封の返信用封筒にてお返事いただきますようお願いいたします。なお、ご承諾いただけます場合は、日程について、別途ご連絡差し上げます。

社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地

電話 (045) 871-9174 FAX (045) 871-8091

Email kenkyu@crc-japan.net

事務担当：西岡弥生・根岸 弓

執筆者一覧

※現所属 【 】内は担当章

研究代表者

川松 亮（明星大学人文学部）【Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．Ⅳ．】

共同研究者

安部 計彦（西南学院大学人間科学部）【Ⅲ．】

加藤 曜子（流通科学大学人間社会学部）【Ⅲ．】

川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ．】

小出太美夫（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ．】

※（港区子ども家庭課児童相談所設置準備担当）

西岡 弥生（子どもの虹情報研修センター）

※（日本女子大学人間社会学部）

根岸 弓（子どもの虹情報研修センター）

※（法政大学現代福祉学部）

令和元年度研究報告書

市区町村における子ども家庭相談
実践事例に関する調査研究
(第2報)

令和3年1月31日発行

- 発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編集 研究代表者 川松 亮
共同研究者 安部 計彦
加藤 曜子
川崎二三彦
小出太美夫
西岡 弥生
根岸 弓
- 印刷 (株)シーケン TEL. 045-893-5171

